

第三期

指宿市子ども・子育て支援事業計画

《令和7年度～令和11年度》

令和7年3月

指宿市

はじめに

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティの意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。

今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する支えあいの仕組みを構築し、継続していくということが時代の要請、社会の役割となっています。



こうした中、本市では、平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」、令和2年3月に「第二期指宿市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、子育て中の親だけではなく、次代を担う子ども・若者への支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進してきました。

今回、第二期計画の計画期間満了に当たり、子ども・子育てに関する施策をさらに推進するためのものとして、令和7年度からの5年間を計画期間とした「第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

子ども・子育てを取り巻く環境の変化に対応しながら、第一期計画からの基本理念である「すべての子どもの健やかな成長と幸せ 地域で子育て応援 いぶすき」の実現に向けて、より充実した施策を推進してまいります。

最後に、この計画の策定に当たり、ご尽力いただきました「指宿市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「子育てに関するアンケート調査」「パブリック・コメント」などにご協力いただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和7年3月

指宿市長 打越 明司

目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の対象.....	5
4 計画の期間.....	5
5 計画策定体制と経緯.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	7
1 統計資料からみた本市の現状.....	9
2 子育てに関するアンケート調査結果.....	22
3 第二期計画の評価.....	43
第3章 計画の基本的な考え方.....	53
1 基本理念.....	55
2 基本目標.....	56
3 施策体系.....	61
第4章 施策の展開.....	63
基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり.....	65
基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり.....	72
基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり.....	78
基本目標4 みんなが育つ環境づくり.....	83
基本目標5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり.....	88
基本目標6 安心して生活できる環境づくり.....	89
第5章 事業計画.....	93
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域.....	95
2 保育の必要性の認定.....	95
3 量の見込みと確保方策の考え方.....	98
4 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	99
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	102
第6章 計画の推進に向けて.....	115
1 計画の推進に向けた連携.....	117
2 計画の達成状況の点検及び評価.....	117
資料編.....	121
1 指宿市子ども・子育て会議.....	123

第 1 章 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育てを取り巻く環境は、核家族化の進行や共働き家庭の増加等により、大きく変化しています。

このような状況の中、国は、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月に開始した「子ども・子育て支援新制度」のもとで、「①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「③地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいます。

「子ども・子育て関連3法」においては、市町村に対して「市町村子ども・子育て支援事業計画」を、都道府県に対して「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」をそれぞれ策定することを義務付けました。

本市においては、平成27年3月及び令和2年3月に、「指宿市子ども・子育て支援事業計画」の第一期計画、第二期計画をそれぞれ策定し、基本理念「すべての子どもの健やかな成長と幸せ 地域で子育て応援 いぶすき」に基づく、子ども・子育てに関する施策の推進を図ってきました。

第二期計画（令和2年度～令和6年度）の計画期間満了に当たり、子ども・子育てに関する施策を更に推進するためのものとして、新たに「第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

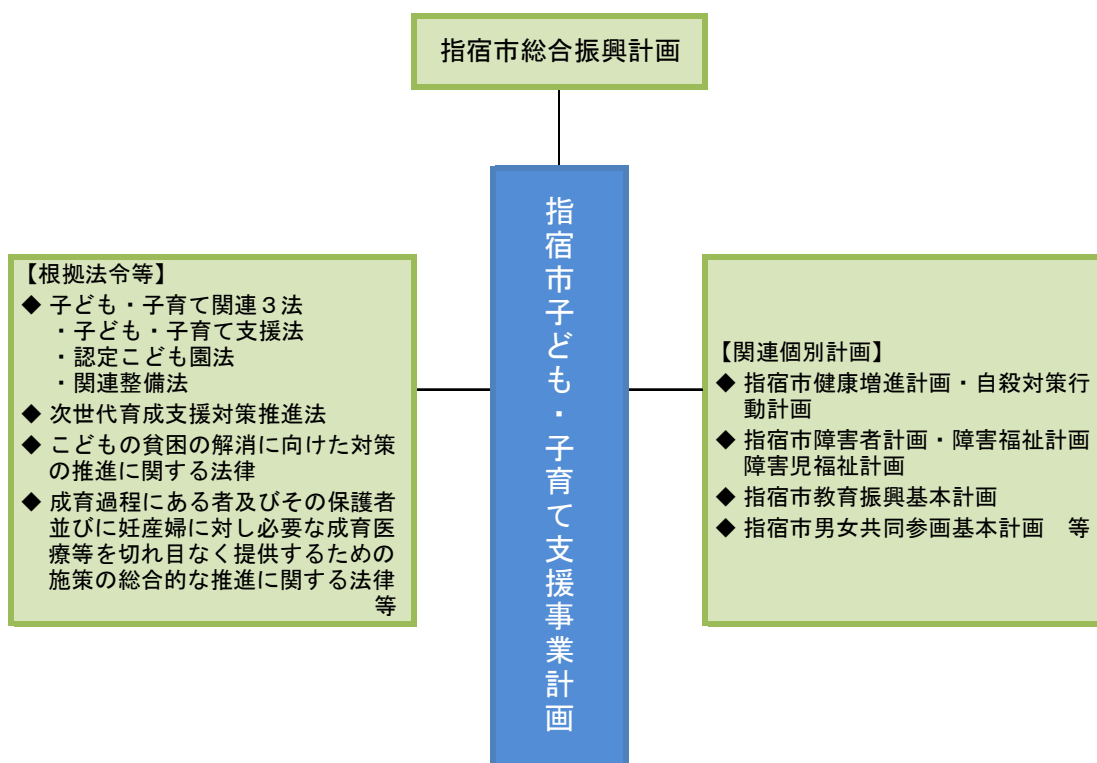
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」、放課後児童対策に係る「市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に基づく「成育医療等の提供に関する地方計画」の内容を含む、本市における子ども・子育てに関する指針・方向性等を一体的に定めた計画です。

また、本市のまちづくりの最上位計画である「第二次指宿市総合振興計画」に対する子ども・子育てに関する分野の個別計画として位置づけ、「第二次指宿市健康増進計画・第二次指宿市自殺対策行動計画」や「指宿市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」等の関連計画との整合性を図りつつ策定されたものです。

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■ 計画の位置づけ



3 計画の対象

本計画では、障害、疾病、虐待、貧困等により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含む、すべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政等の個人及び団体を対象とします。

なお、本計画においての「子ども」は、0歳児からおおむね18歳までとします。

4 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、保育・教育に対するニーズや子ども・子育てを取り巻く環境、社会情勢の変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 計画策定体制と経緯

(1) 子育てに関するアンケート調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、指宿市内に居住する小学生以下の児童の保護者1,961人を対象に「指宿市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 事業所等に対する意向調査の実施

教育・保育サービス等を提供する事業所の意向を的確に反映した計画とするため、38事業所を対象に「意向調査」を実施しました。

(3) 子ども・子育て会議の設置

子育て中の保護者や学識経験者、事業所関係者等の子ども・子育てに関わる当事者の意見を的確に計画に反映し、本市の実情を踏まえた計画とするため、これらの当事者を委員とする「指宿市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に関する調査・審議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

広く市民の意見を反映した計画とするため、市役所やホームページ等で本計画の素案を公開し意見を募る「パブリックコメント」を実施しました。

(5) 計画策定の経緯

計画策定までの主な経緯は以下のとおりです。

令和5年度	
令和5年10月	【令和5年度第1回指宿市子ども・子育て会議の開催】 ・審議内容 子育てに関するアンケート調査について
令和5年12月 ～令和6年1月	【指宿市子育てに関するアンケート調査の実施】 ・回収状況 対象者数 1,961 人 回収数 1,015 件 回収率 51.8%
令和6年2月	【令和5年度第2回指宿市子ども・子育て会議の開催】 ・審議内容 子育てに関するアンケート調査結果報告

令和6年度	
令和6年6月	【令和6年度第1回指宿市子ども・子育て会議の開催】 ・審議内容 第三期計画策定に向けた説明
	【事業所等に対する意向調査の実施】
令和6年10月	【令和6年度第2回指宿市子ども・子育て会議の開催】 ・審議内容 第二期計画期間における実績・評価報告 第三期計画案の検討
令和6年11月	【令和6年度第3回指宿市子ども・子育て会議の開催】 ・審議内容 第三期計画修正案の検討
令和7年1月	【パブリックコメントの実施】 ・意見募集結果 提出者 1 人 意見件数 6 件
令和7年2月	【令和6年度第4回指宿市子ども・子育て会議の開催】 ・審議内容 パブリックコメントの結果報告 第三期計画最終案の承認
令和7年3月	【第三期計画策定の完了】

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

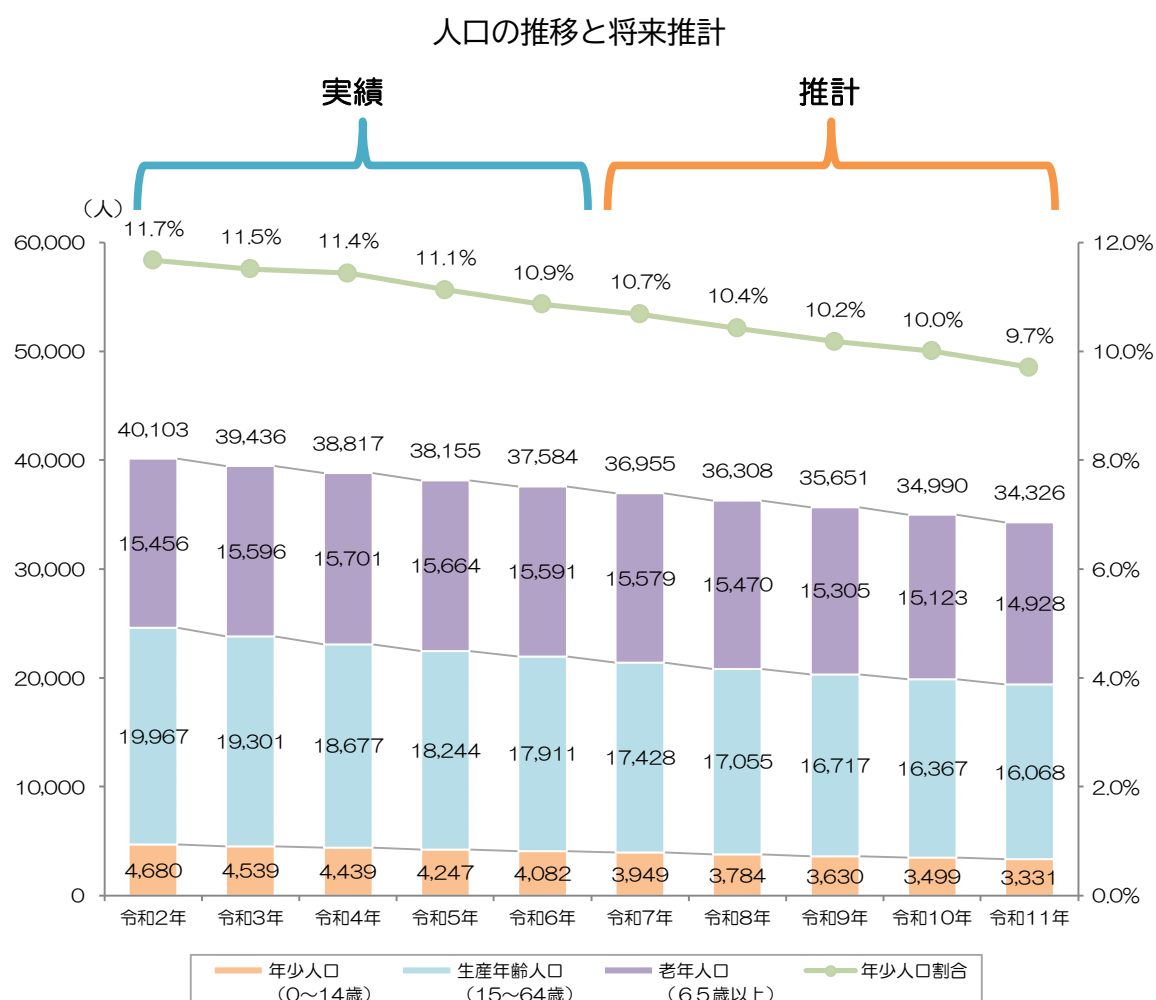
1 統計資料からみた本市の現状

(1) 人口の推移と将来推計

本市の総人口は、年少人口及び生産年齢人口の減少により、減少傾向にあります。

今後も、減少傾向が続くことが見込まれ、令和11年には34,326人まで減少することが予測されます。

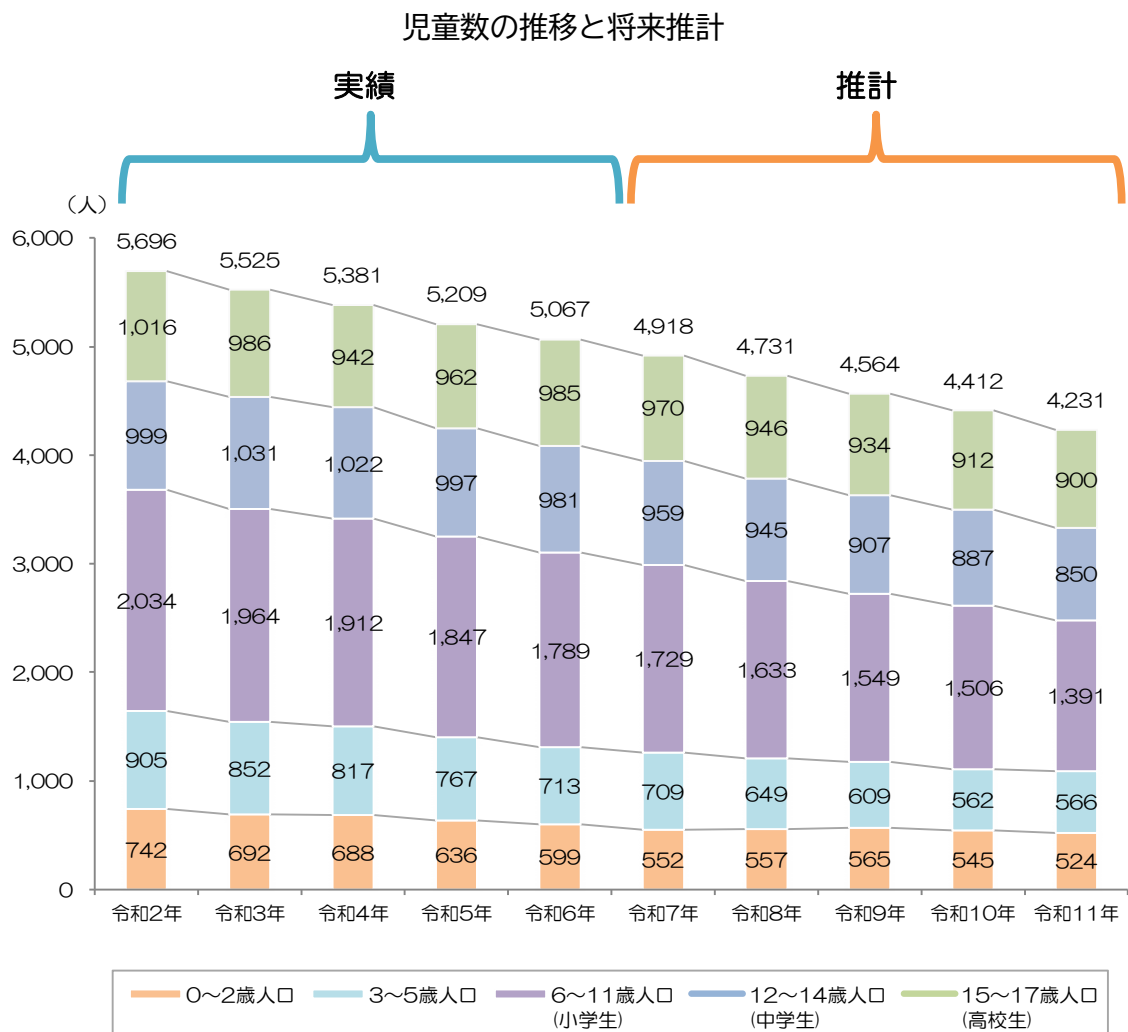
年少人口についても、減少傾向が続くことが見込まれ、令和11年には3,331人まで減少し、総人口に占める割合も9.7%まで低下することが予測されます。



出典：令和2年～6年は住民基本台帳に基づく人口，令和7年以降は指宿市独自推計
 数値は各年4月1日時点

(2) 児童数の推移と将来推計

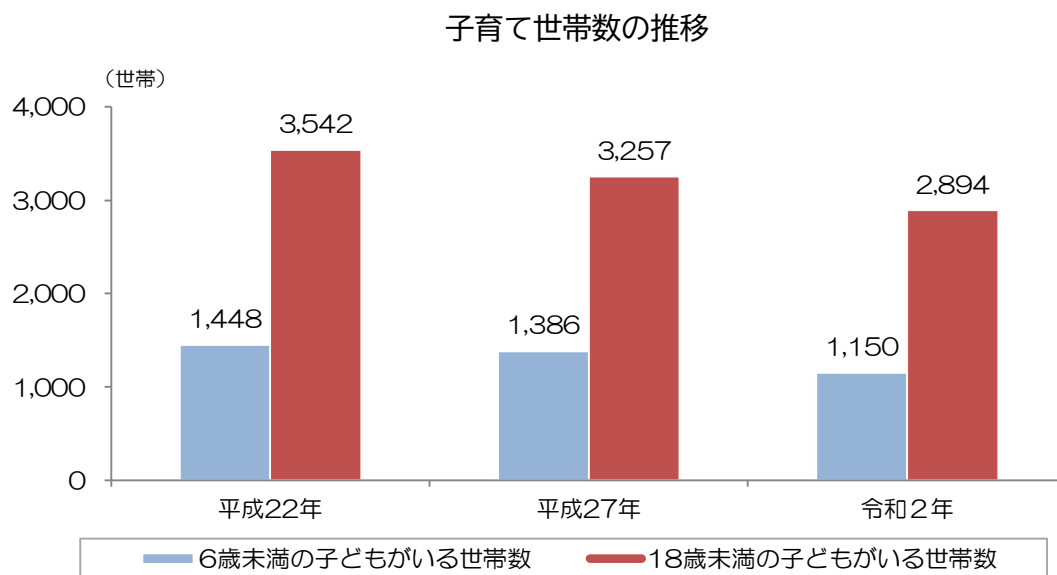
本市の児童数は、減少傾向にあり、今後も減少傾向が続くことが見込まれます。
年代別にみると、特に小学生以下の人口の減少率が高くなるが見込まれます。



出典：令和2年～6年は住民基本台帳に基づく人口，令和7年以降は指宿市独自推計
数値は各年4月1日時点

(3) 子育て世帯数の推移

本市の子どもがいる世帯数は、減少傾向にあり、令和2年の6歳未満の子どもがいる世帯は1,150世帯、18歳未満の子どもがいる世帯は2,894世帯となっています。



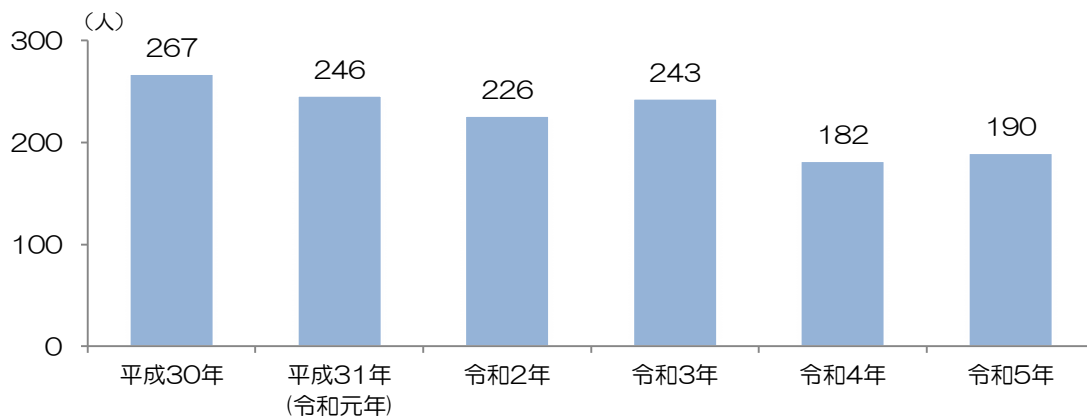
出典：「国勢調査」（総務省）

(4) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向にあり、令和5年の出生数は190人となっています。

出生数の推移

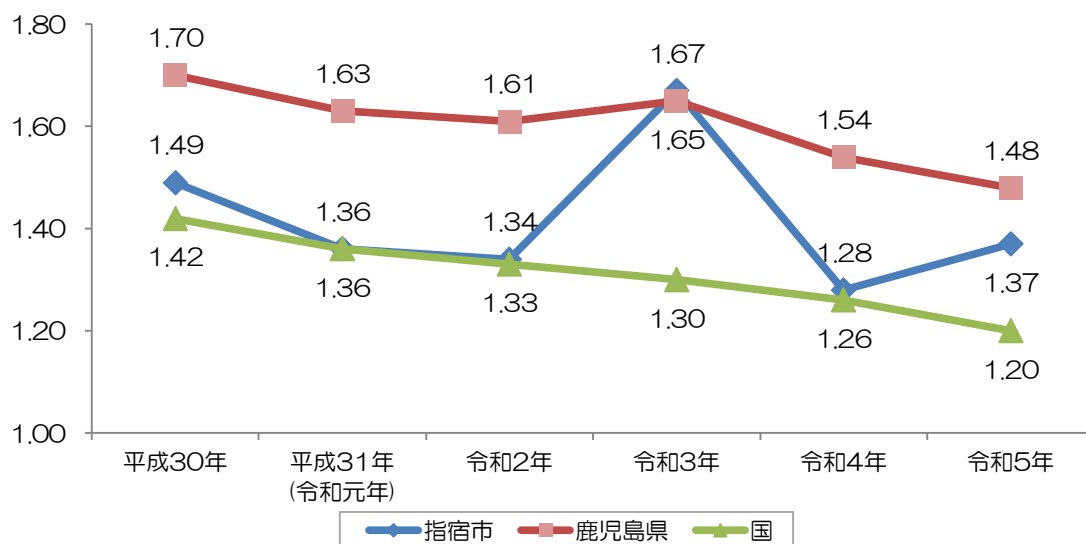


出典：指宿市資料

② 合計特殊出生率の状況

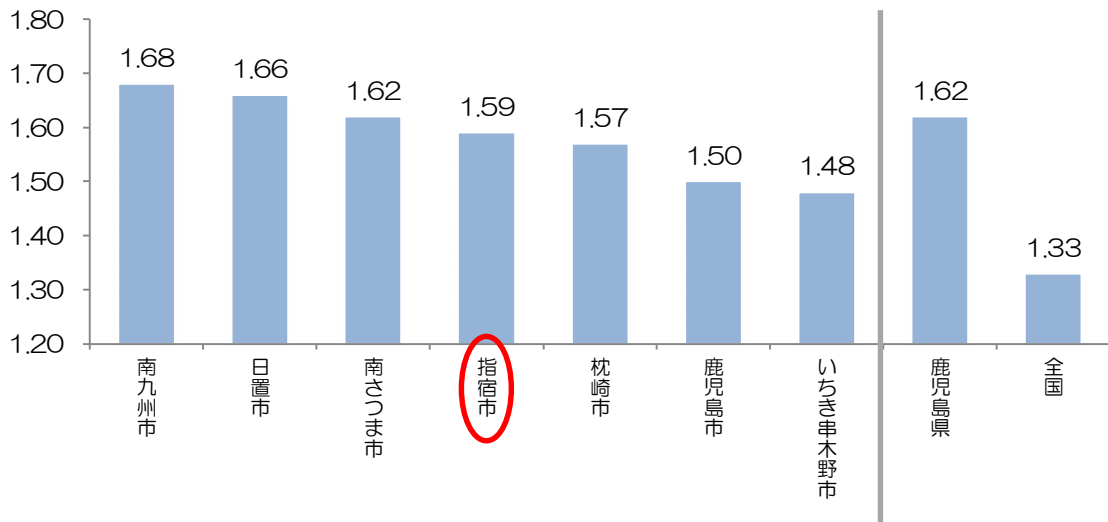
合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する数字です。本市の合計特殊出生率は、鹿児島県の値を下回る状況が続いています。

合計特殊出生率の推移



出典：鹿児島県・全国の数値は「人口動態調査」(厚生労働省)
指宿市の数値は指宿市資料

周辺自治体等との合計特殊出生率比較（平成 30～令和 4 年）



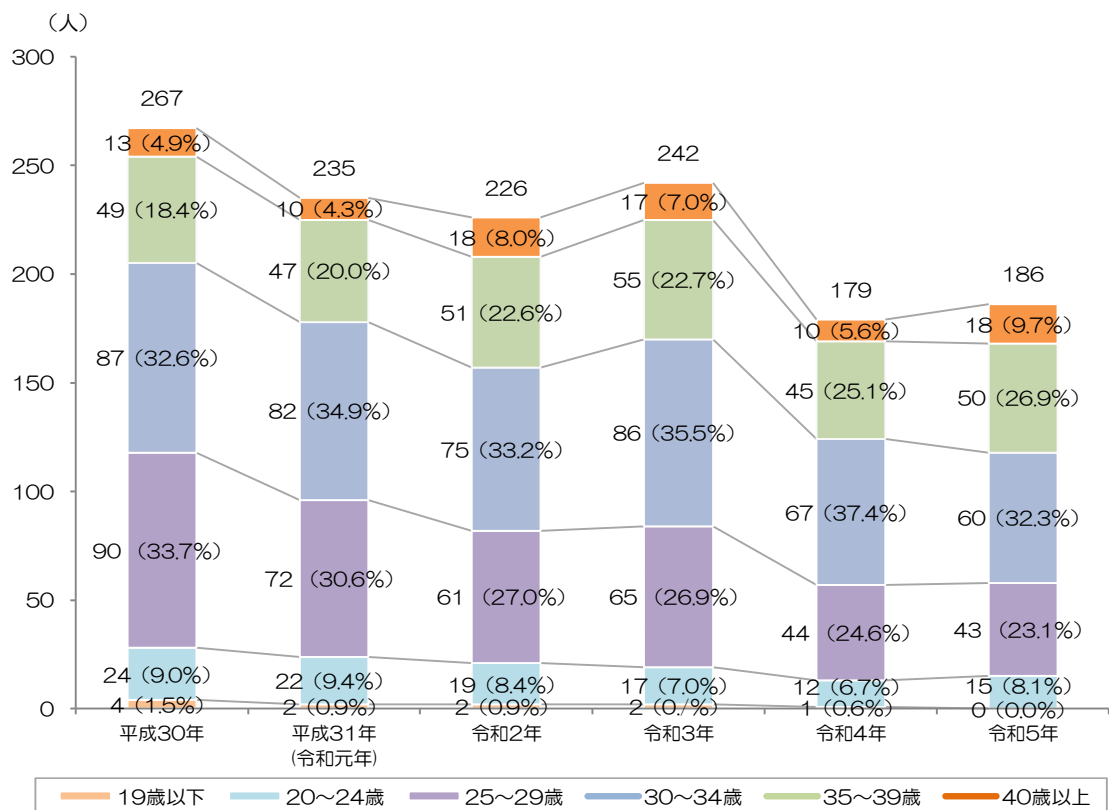
出典：「人口動態統計特殊報告」（厚生労働省）

③ 母親の年齢別出生数の推移

本市の出生数を母親の年齢別にみると、25～34 歳で全体の約 6 割を占めています。

年齢別の構成比については、25～29 歳の占める割合が低下傾向、35～39 歳の占める割合が上昇傾向で推移しています。

母親の年齢別出生数の推移



出典：指宿市資料

出生数には外国人の母親を含まないため、12 ページ掲載の出生数と値が異なる

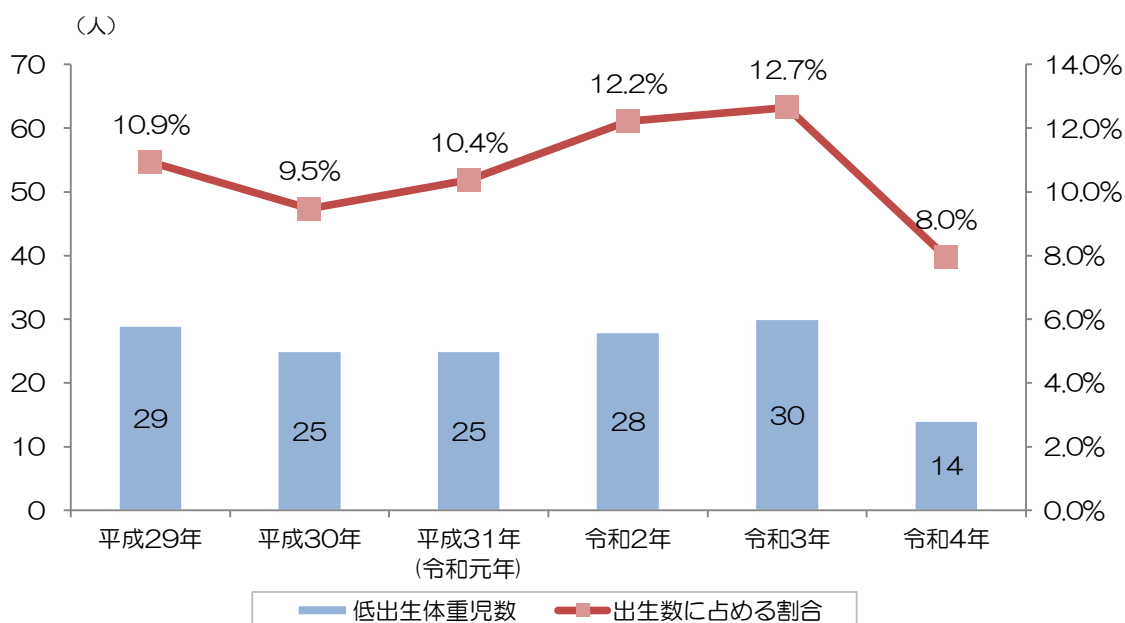
④ 低出生体重児数の推移

低出生体重児とは、出生時の体重が2,500g未満の新生児のことで、身体の発育が未熟のまま出生したことにより、合併症や感染症にかかりやすい等のリスクがあります。

低出生体重児を出産するリスクを高める要因として、妊婦の過度のダイエットや喫煙等が考えられています。

本市における低出生体重児数は25～30人程度、出生数に占める割合は1割程度で推移してきましたが、令和4年は出生数全体の減少に伴い、低出生体重児数が大きく減少しています。

低出生体重児数の推移



出典：「人口動態調査」(厚生労働省)

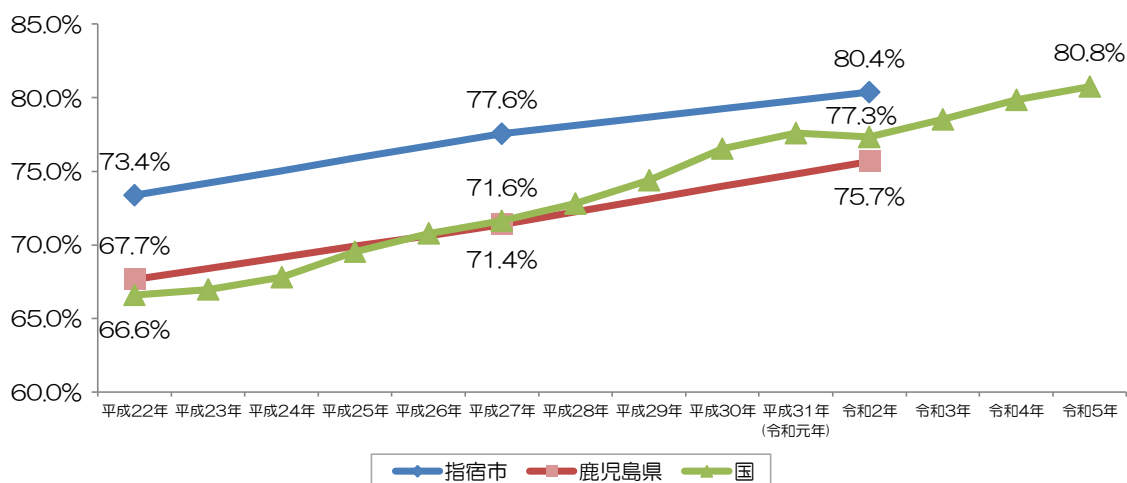
(5) 就労の状況

① 女性の就労状況

本市の25～44歳女性の就業率は、上昇傾向にあり、全国や鹿児島県の値を上回っています。

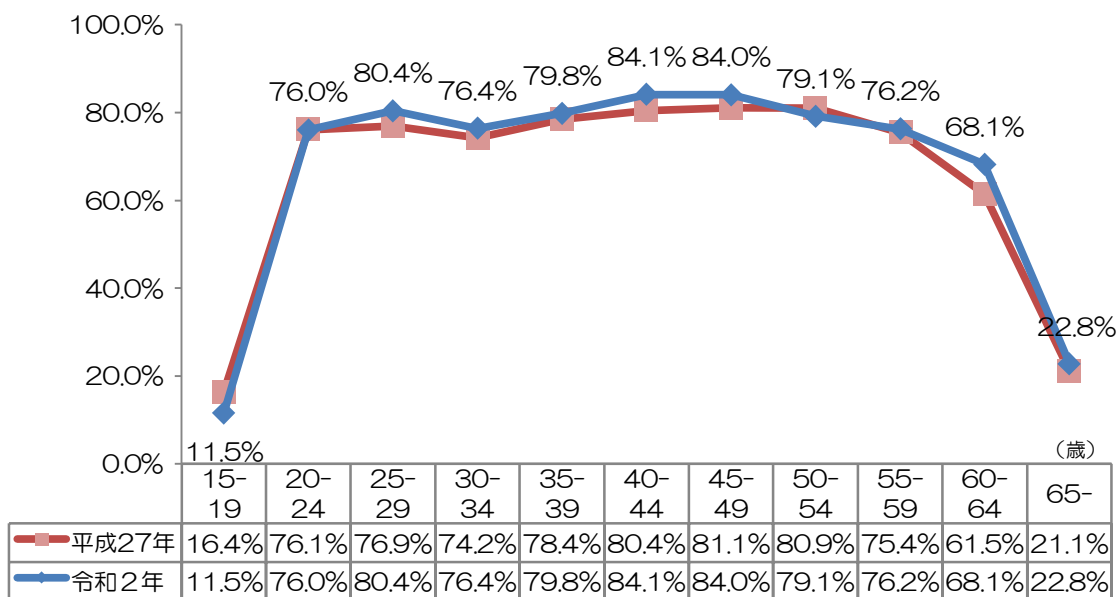
女性の年代別就業率をみると、多くの年代において、就業率が上昇し、いわゆる「M字カーブ」についても改善傾向がみられます。

25～44歳女性の就業率の推移



出典：全国の数値は「労働力調査（基本集計）」（総務省），それ以外の数値は「国勢調査」（総務省）

女性の年代別就業率の推移



出典：「国勢調査」（総務省）

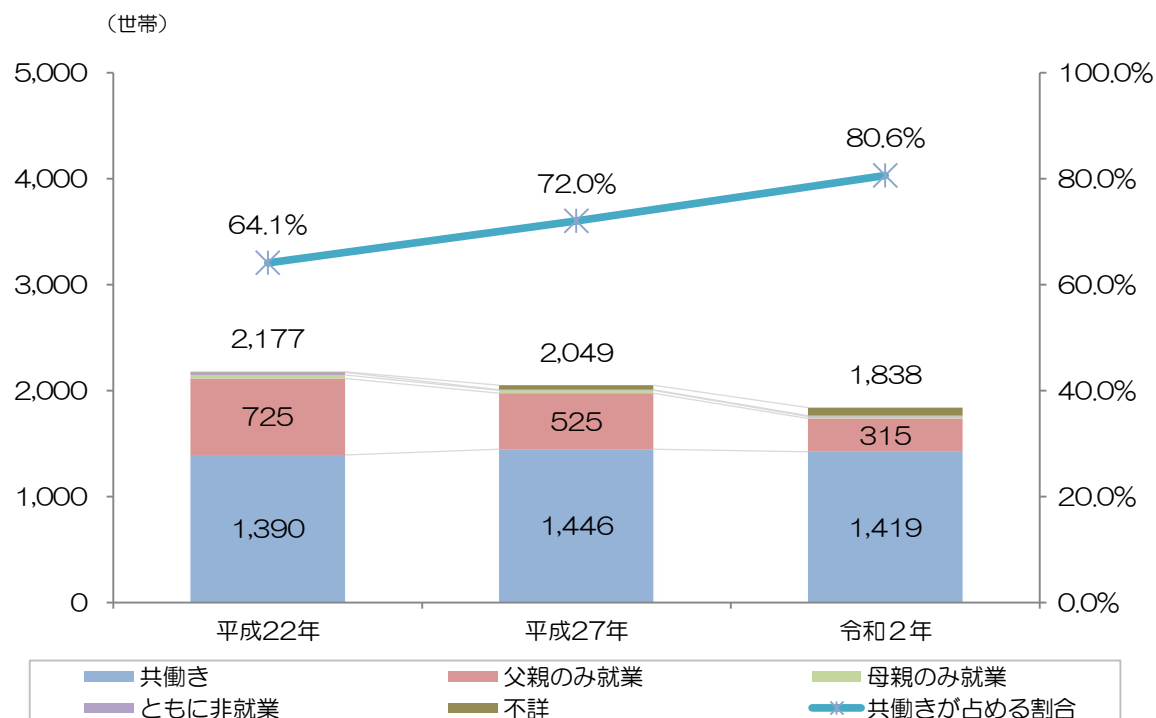
② 共働き世帯の状況

本市の夫婦と12歳以下の子どもで構成される世帯数は、減少傾向にあるものの、共働き世帯が占める割合は上昇傾向にあります。

共働き世帯の割合を末子の年齢別にみると、令和2年の値は、平成27年と比較して、ほぼすべての年齢で上昇しており、母親が子育てをしながら働くことができる環境の整備が一定程度進んだと考えられます。

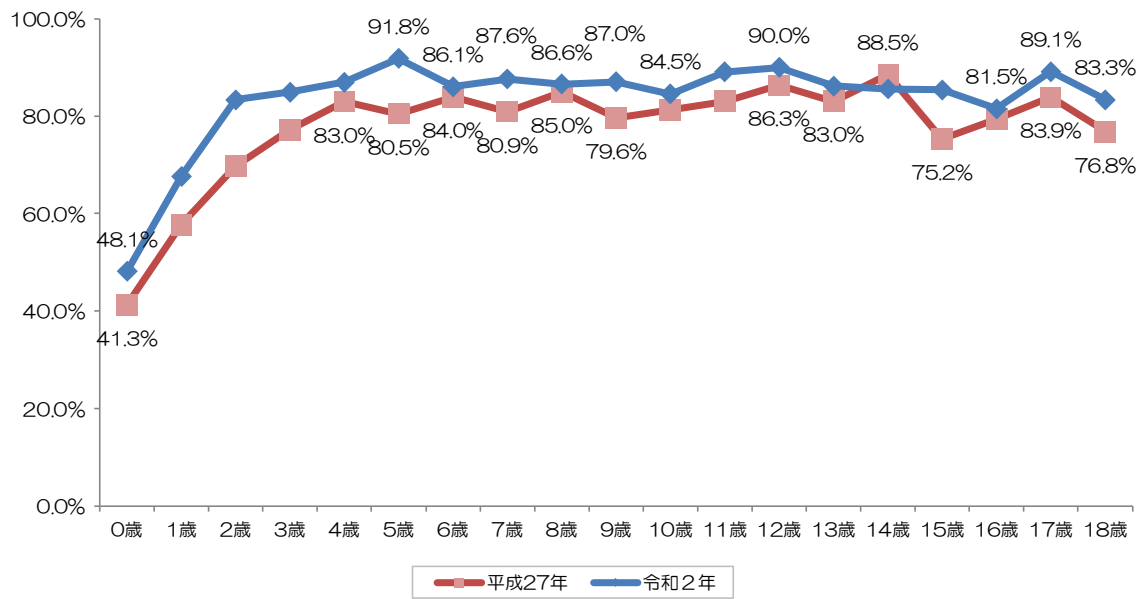
また、末子の年齢別の共働き世帯の割合を国・県と比較すると、ほぼすべての年齢で上回っています。

【就業状況別】夫婦と12歳以下の子どもで構成される世帯数の推移



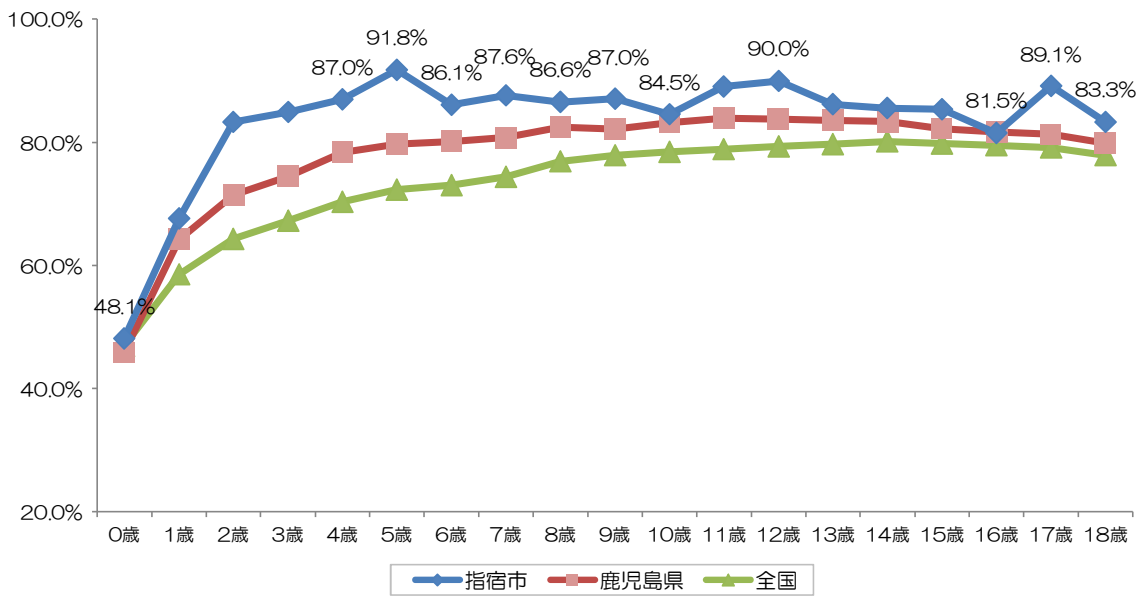
出典：「国勢調査」（総務省）

末子の年齢別共働き世帯の割合



出典：「国勢調査」（総務省）

末子の年齢別共働き世帯の割合比較（令和2年）

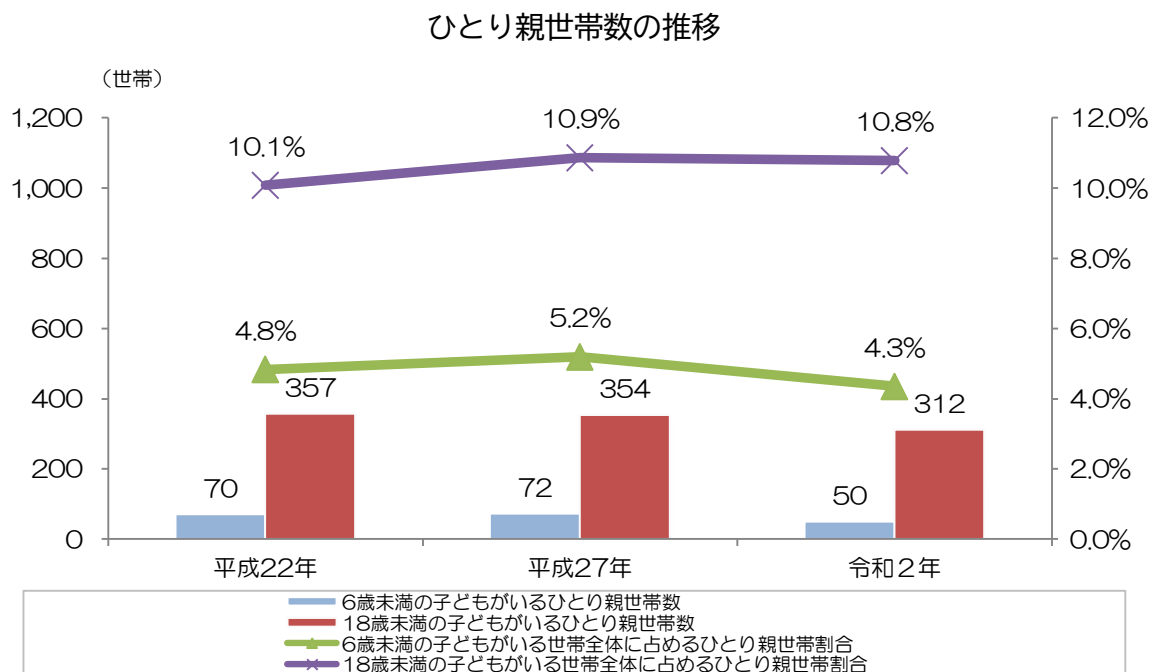


出典：「国勢調査」（総務省）

(6) 支援を必要とする可能性の高い子育て世帯の状況

① ひとり親世帯数の推移

令和2年の本市のひとり親世帯数は、6歳未満の子どもがいる世帯において50世帯、18歳未満の子どもがいる世帯において312世帯となっています。



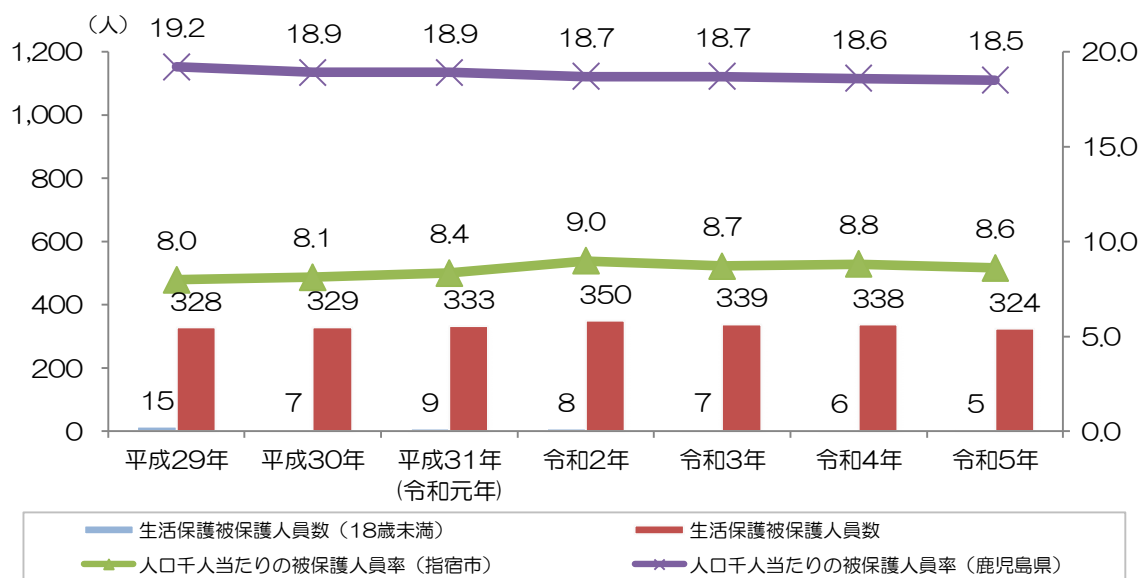
出典：「国勢調査」（総務省）

② 生活保護受給者数の推移

本市の被保護人員数は、300 人台で推移しており、総人口に占める割合は鹿児島県の値を下回る状況が続いています。

また、本市の 18 歳未満の被保護人員数は、減少傾向にあり、令和 5 年度の 18 歳未満の被保護人員数は 5 人となっています。

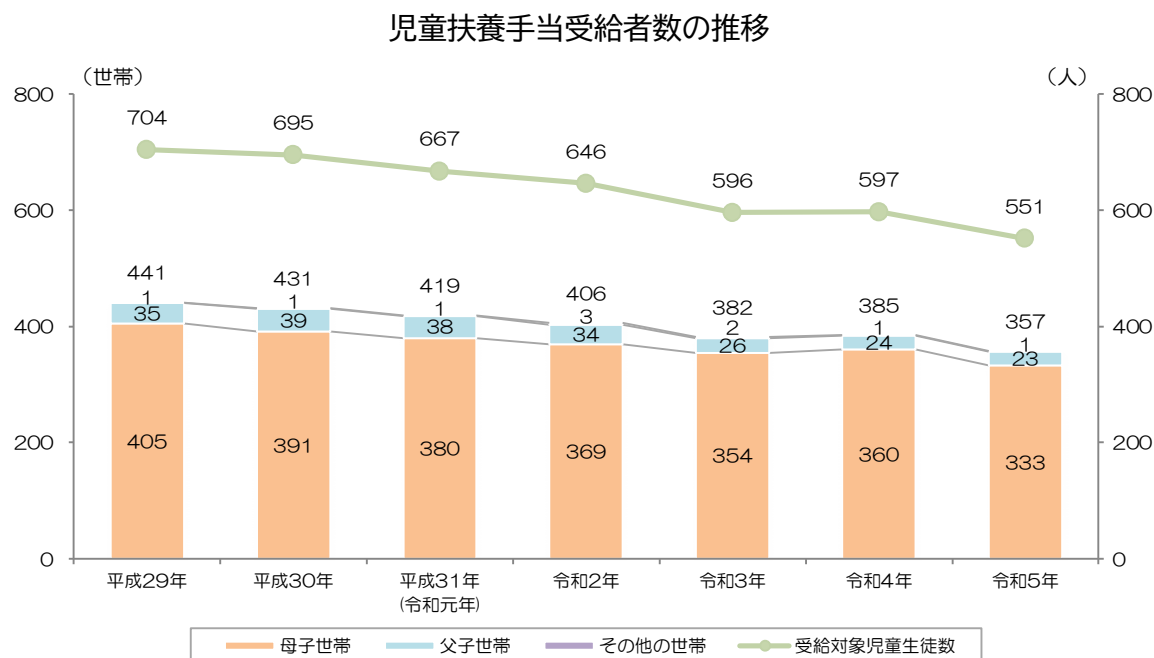
生活保護の被保護人員数の推移



出典：鹿児島県の数値は「生活保護速報」（鹿児島県），指宿市の数値は指宿市資料

③ 児童扶養手当受給者数の推移

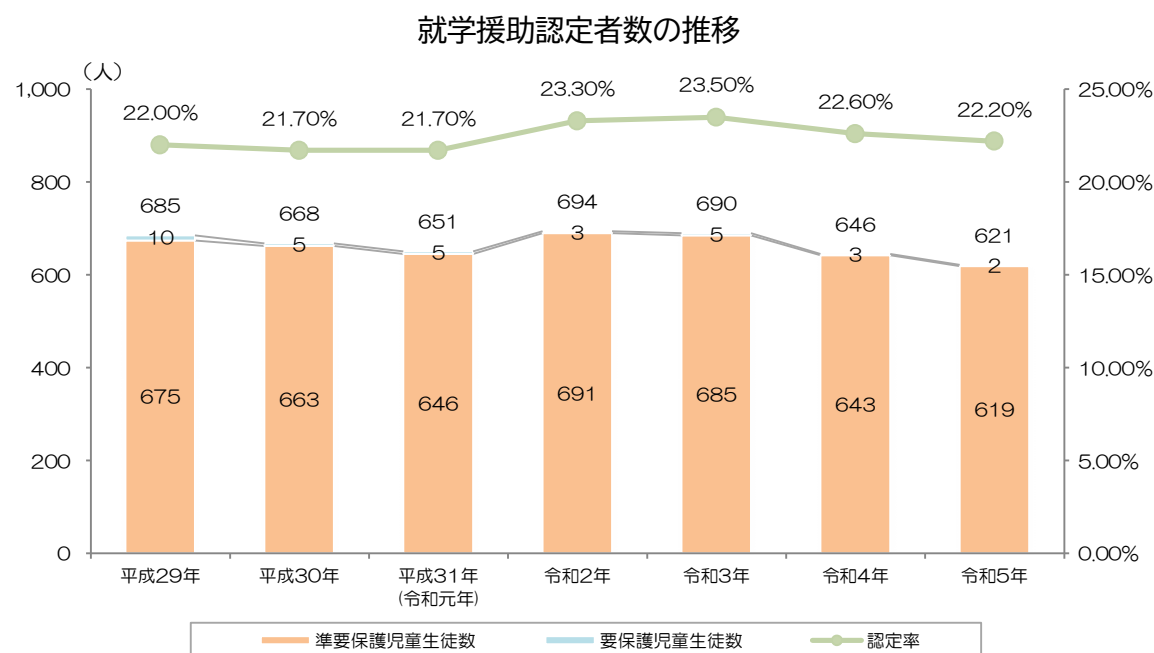
本市の児童扶養手当受給対象児童数・世帯数は、ともに減少傾向にあり、令和5年の対象児童数は551人、対象世帯数は357世帯となっています。



出典：指宿市資料
数値は各年3月時点

④ 就学援助認定者数の推移

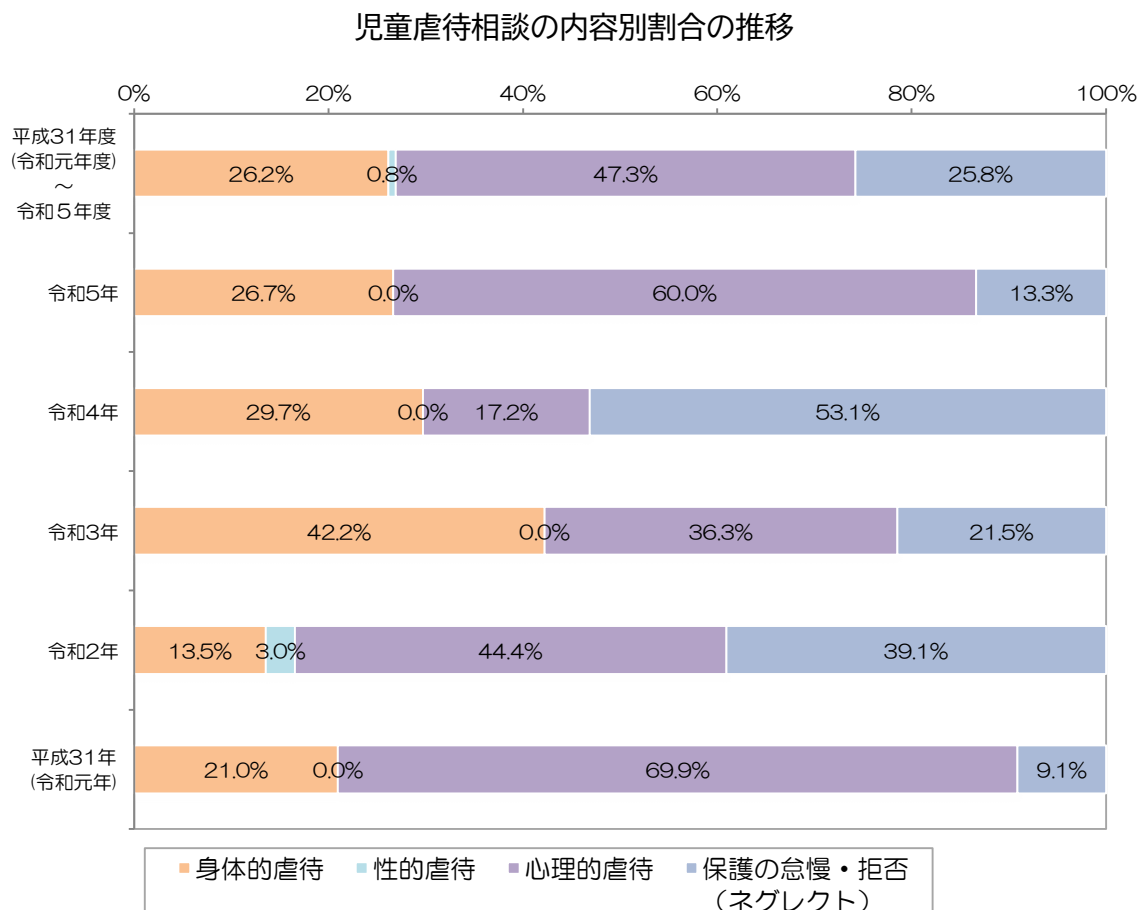
本市の就学援助認定者数は、600人台で推移しており、全児童生徒に対する認定率は20%台前半で推移しています。



出典：指宿市資料
数値は各年3月31日時点

⑤ 児童虐待相談の内容別割合の推移

本市の直近5年間における児童虐待相談の内容別割合をみると、「心理的虐待」が47.3%と最も多く、次いで、「身体的虐待」の26.2%、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」の25.8%の順となっています。



出典：指宿市資料

本市においては、児童虐待相談件数の公表を行っていないため、内容別割合のみ掲載

2 子育てに関するアンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査目的

子育て世帯の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等を把握し、第三期計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的としました。

② 調査の対象

指宿市内に居住する児童及び未就学児 1,961 人の保護者

③ 調査方法

小学校、幼稚園、保育所等を通じた配布・回収及びインターネットによる回答
未就園児は郵送による配布・回収及びインターネットによる回答

④ 調査の時期

令和5年12月～令和6年1月

⑤ 回収数及び回収率

1,015 件（回収率：51.8%）

⑥ 調査結果利用上の注意

回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。また、2つ以上の回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。

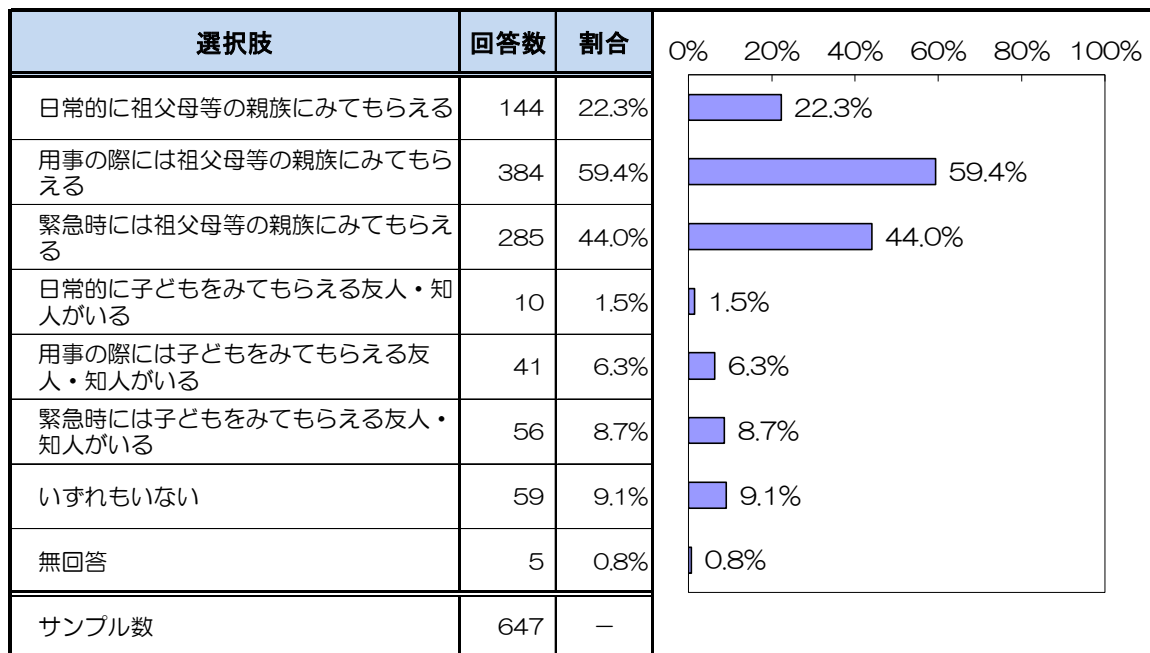
(2) 調査結果概要

① 子どもの育ちをめぐる環境について

◆ 日頃、子どもをみてもらえる親族・友人・知人の有無

「用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が59.4%と最も多くなっています。一方、「いずれもない」とした割合も9.1%に達しており、保育サービスの提供等による支援が必要な世帯が一定数存在していると考えられます。

・ 未就学児調査



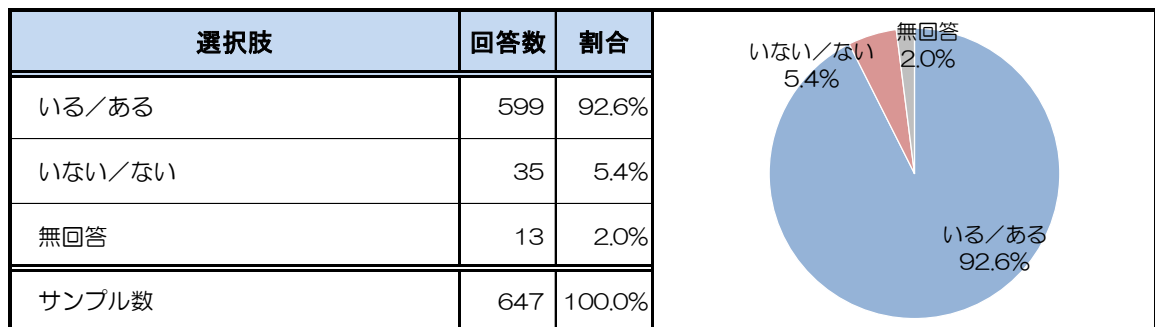
※複数回答

◆ 子育てをするうえで、気軽に相談できる人・場所の有無

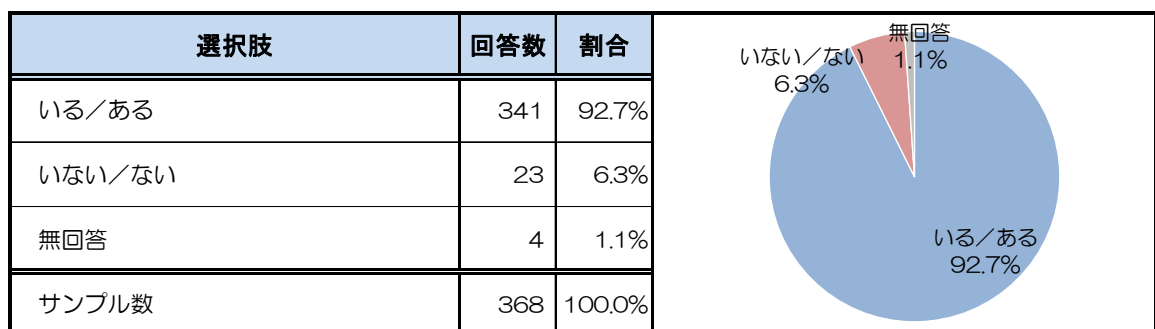
「いる／ある」と回答した割合が大半を占めている一方、「いない／ない」と回答した割合も一定数存在しています。

子どもの保護者が孤立することがないように、気軽に相談できる場所づくりやその周知等が求められていると考えられます。

・ 未就学児調査



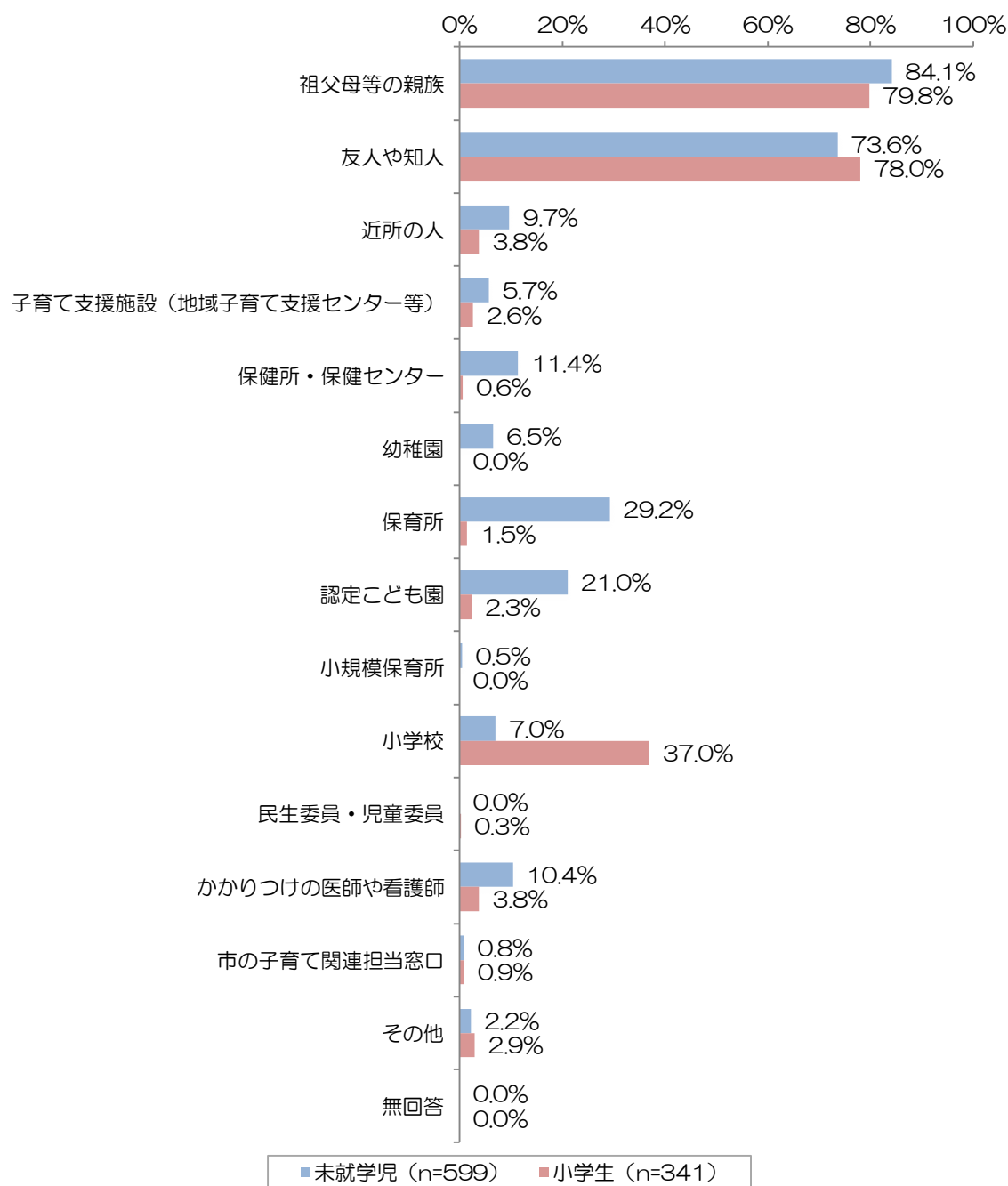
・ 小学生調査



◆ 子育てに関して、気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」や「友人や知人」が大半を占めるとともに、「幼稚園」「保育所」「認定こども園」「小学校」等の教育・保育施設への回答割合が高くなっています。

- ・ 未就学児調査
- ・ 小学生調査

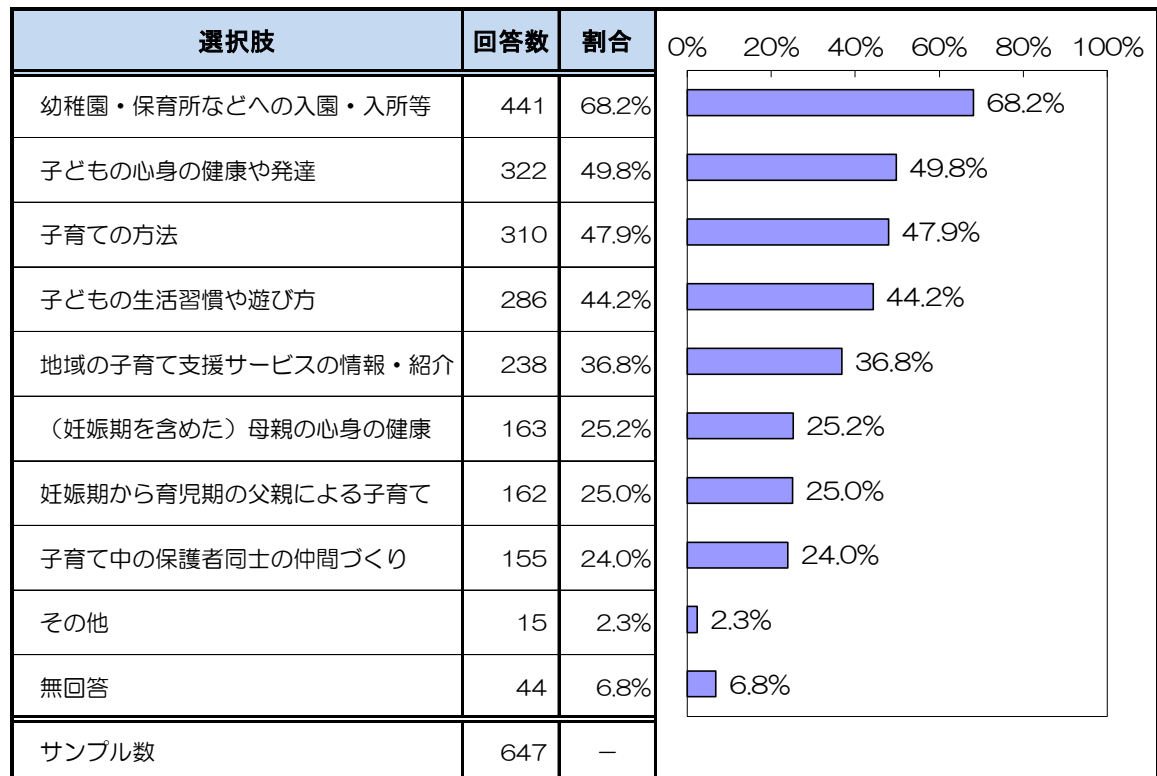


※複数回答

◆ 乳幼児期の子育てについて、希望する情報提供や相談・支援

「幼稚園・保育所などへの入園・入所等」が68.2%と最も多く、次いで、「子どもの心身の健康や発達」の49.8%、「子育ての方法」の47.9%の順となっています。

・ 未就学児調査

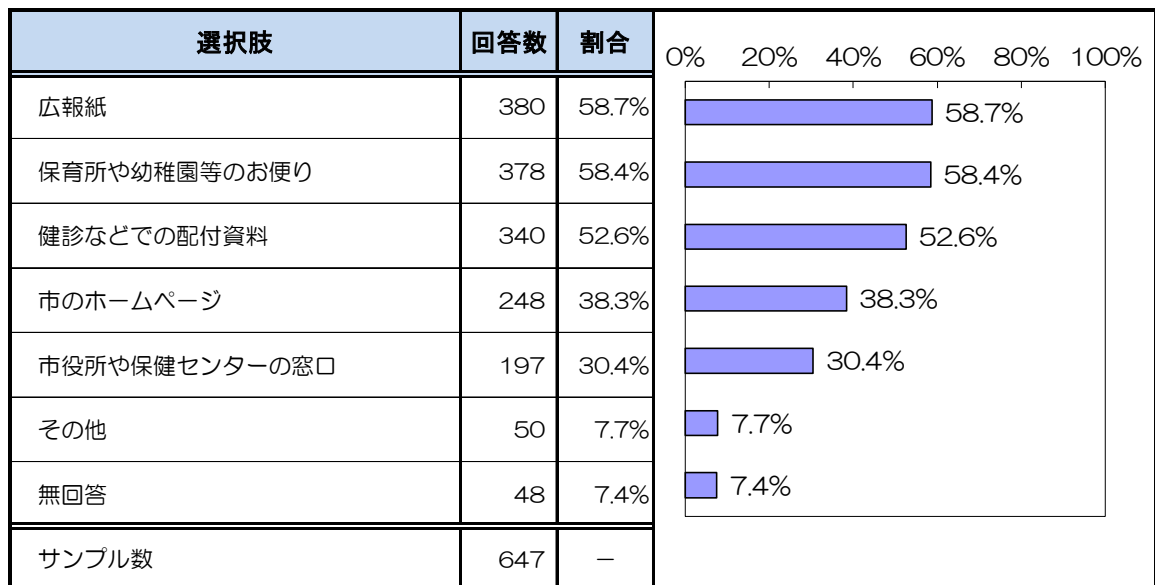


※複数回答

◆ 子育て支援サービスに関して、希望する情報提供手段

「広報紙」が58.7%と最も多く、次いで、「保育所や幼稚園等のお便り」の58.4%、「健診などでの配付資料」の52.6%の順となっています。

・ 未就学児調査



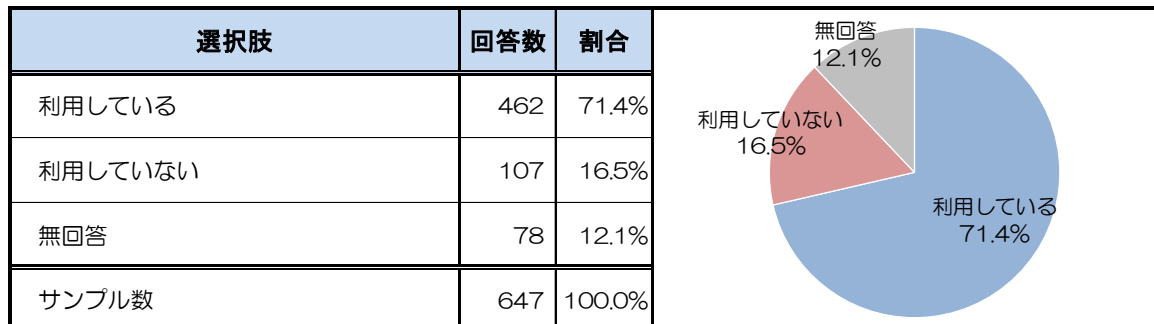
※複数回答

② 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望について

◆ 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」が71.4%、「利用していない」が16.5%となっています。

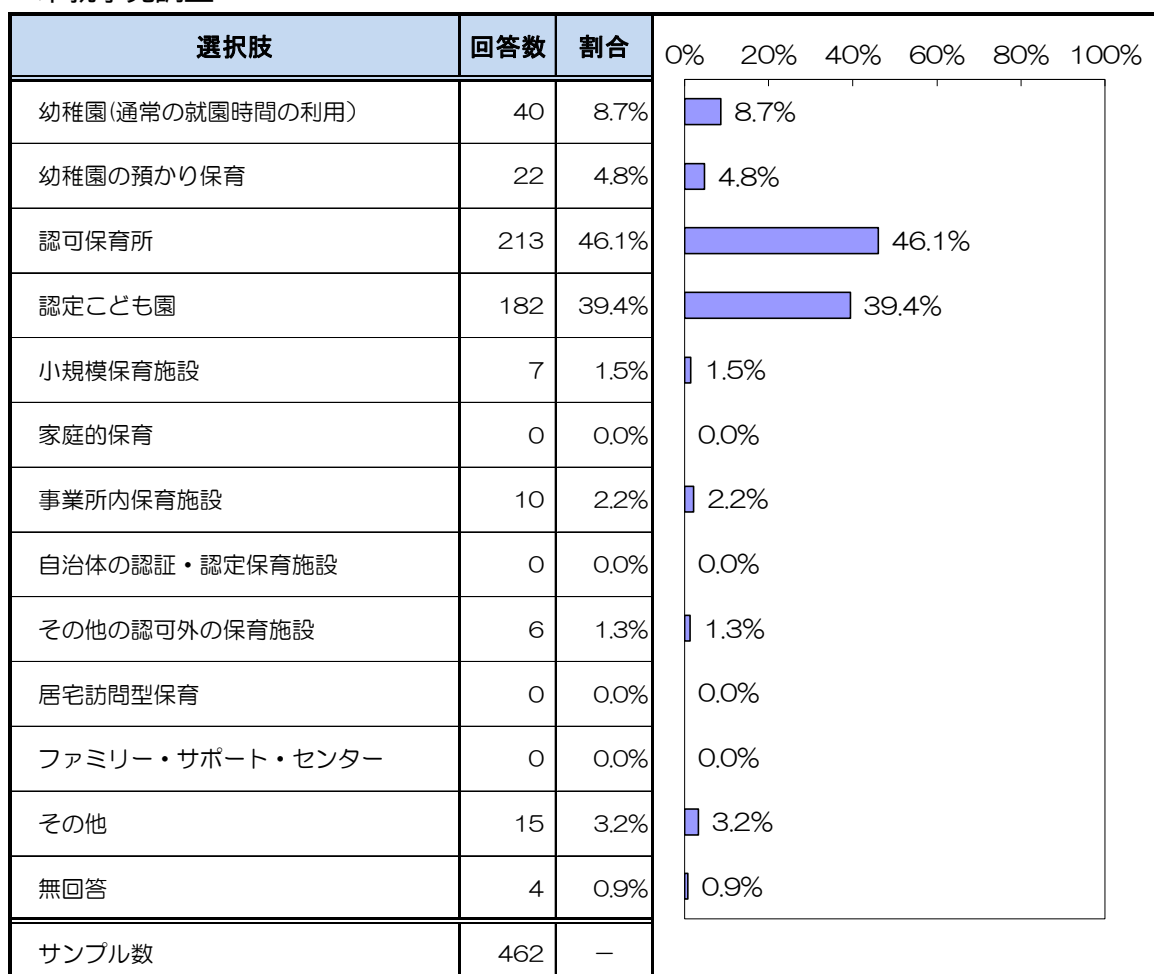
・未就学児調査



◆ 利用している平日の定期的な教育・保育事業

「認可保育所」が46.1%と最も多く、次いで、「認定こども園」の39.4%の順となっています。

・未就学児調査

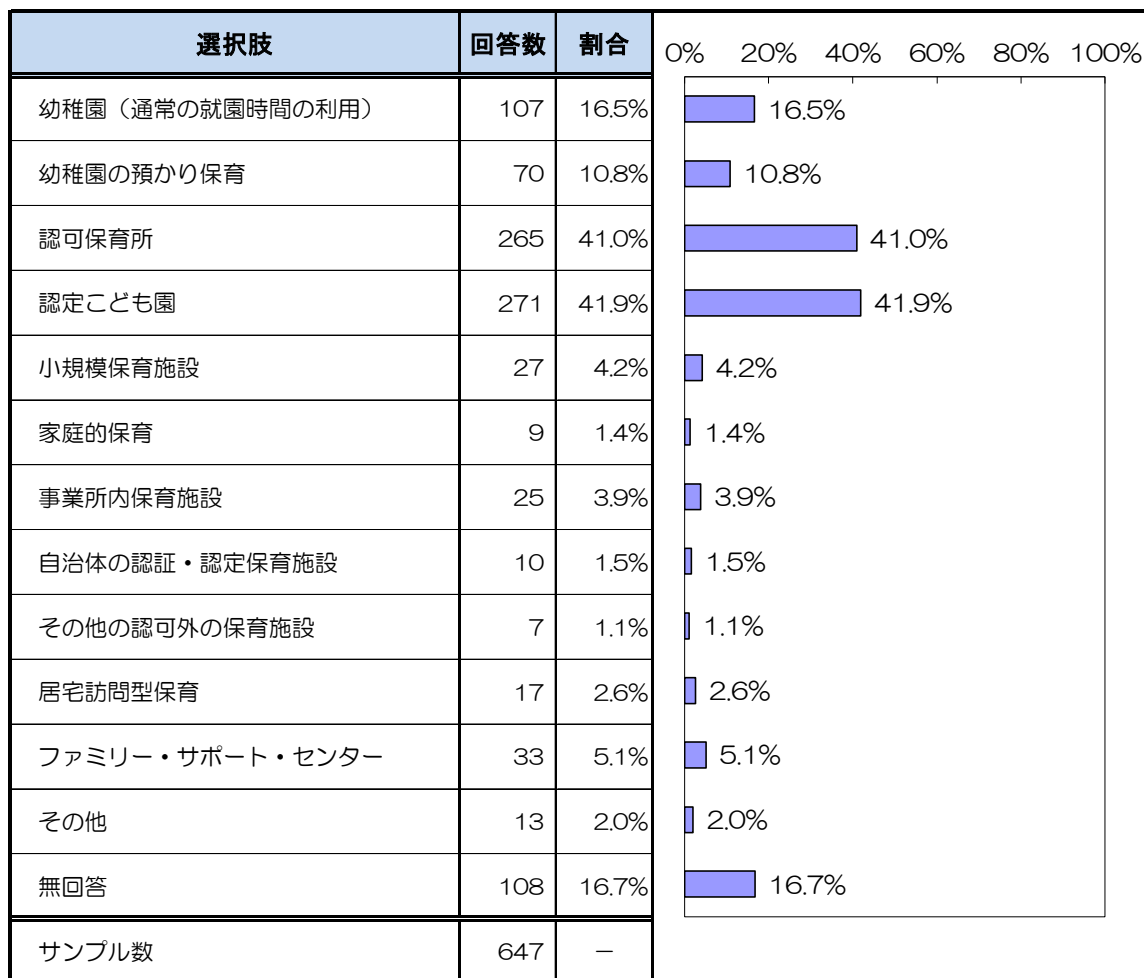


※複数回答

◆ 今後利用したいと考える平日の定期的な教育・保育事業

「認可保育所」「認定こども園」がそれぞれ4割を占めていますが，利用状況と比較して，「認可保育所」の割合が低く，「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「ファミリー・サポート・センター」の割合が高くなっています。

・ 未就学児調査

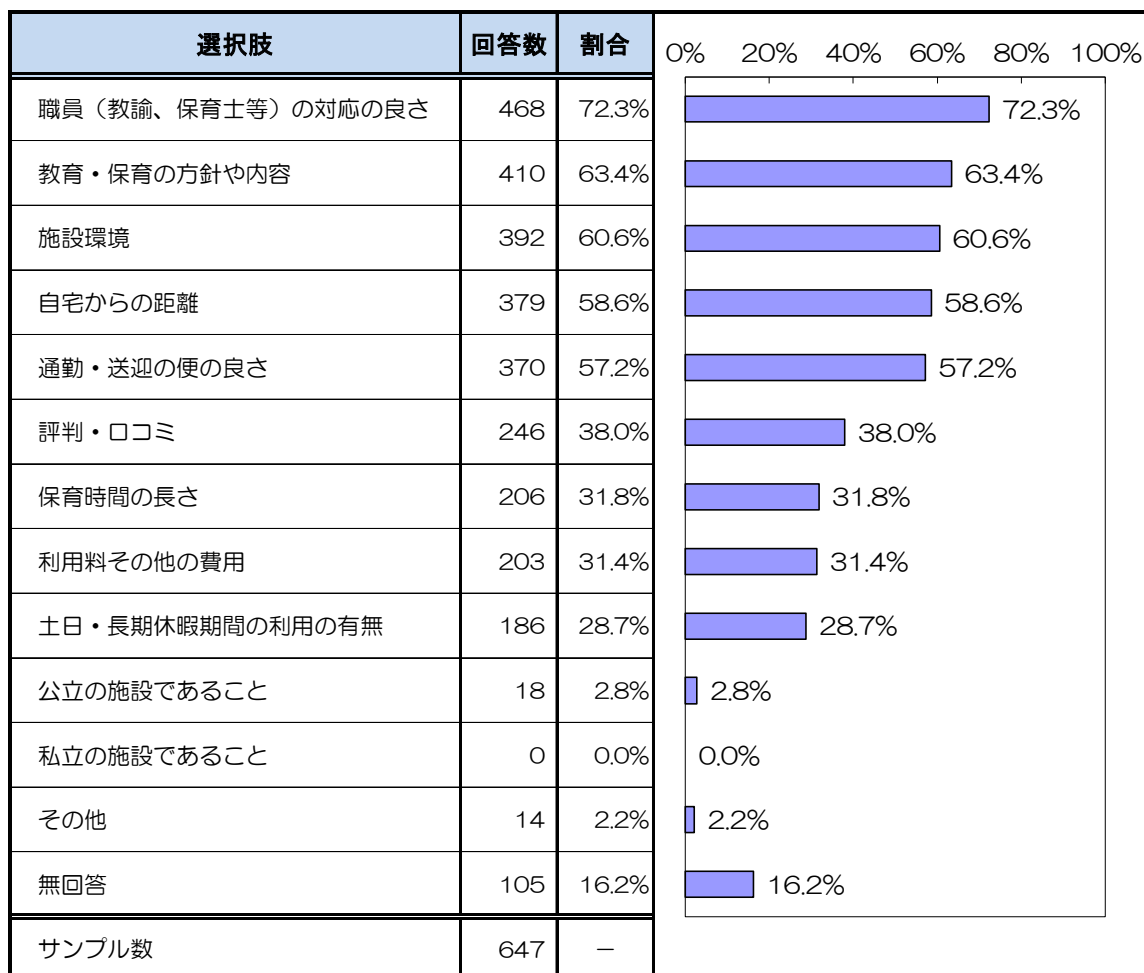


※複数回答

◆ 利用する施設を選ぶ際に重視すること

「職員（教諭、保育士等）の対応の良さ」が72.3%と最も多く、次いで、「教育・保育の方針や内容」の63.4%、「施設環境」の60.6%の順となっています。

・未就学児調査



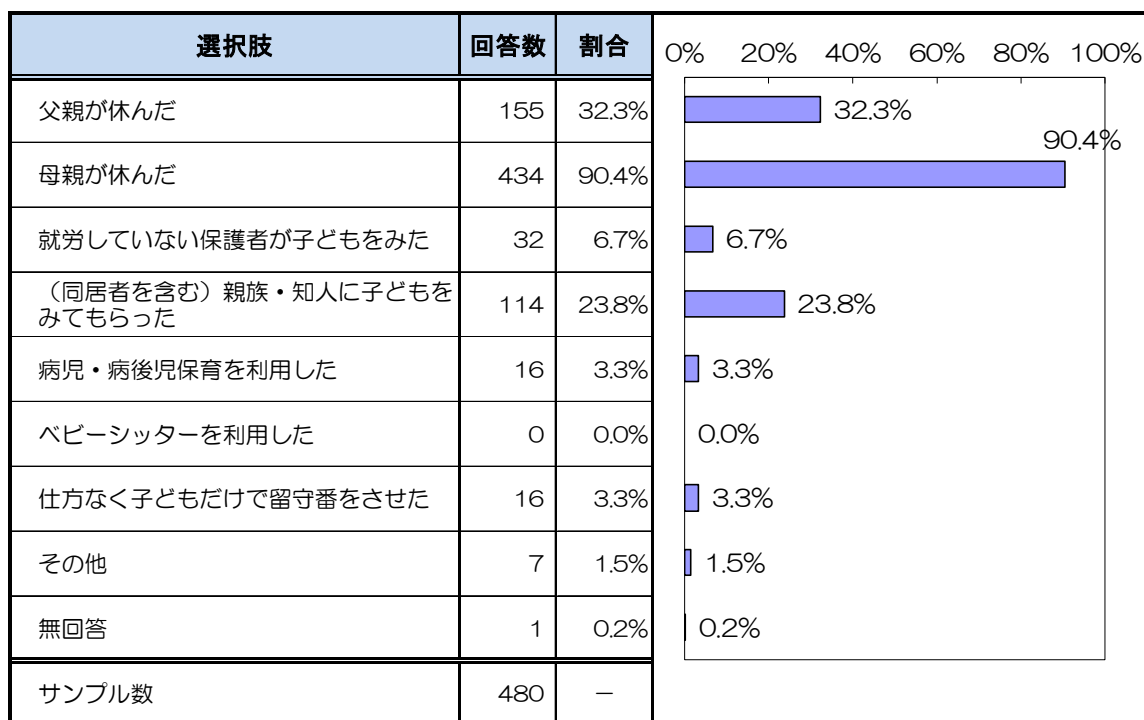
※複数回答

◆ 子どもが病気やけがで幼稚園・保育所等を休んだ際の対応

「母親が休んだ」が90.4%と最も多く、次いで、「父親が休んだ」が32.3%,「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の23.8%の順となっています。

「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した割合は3.3%となっています。

・未就学児調査



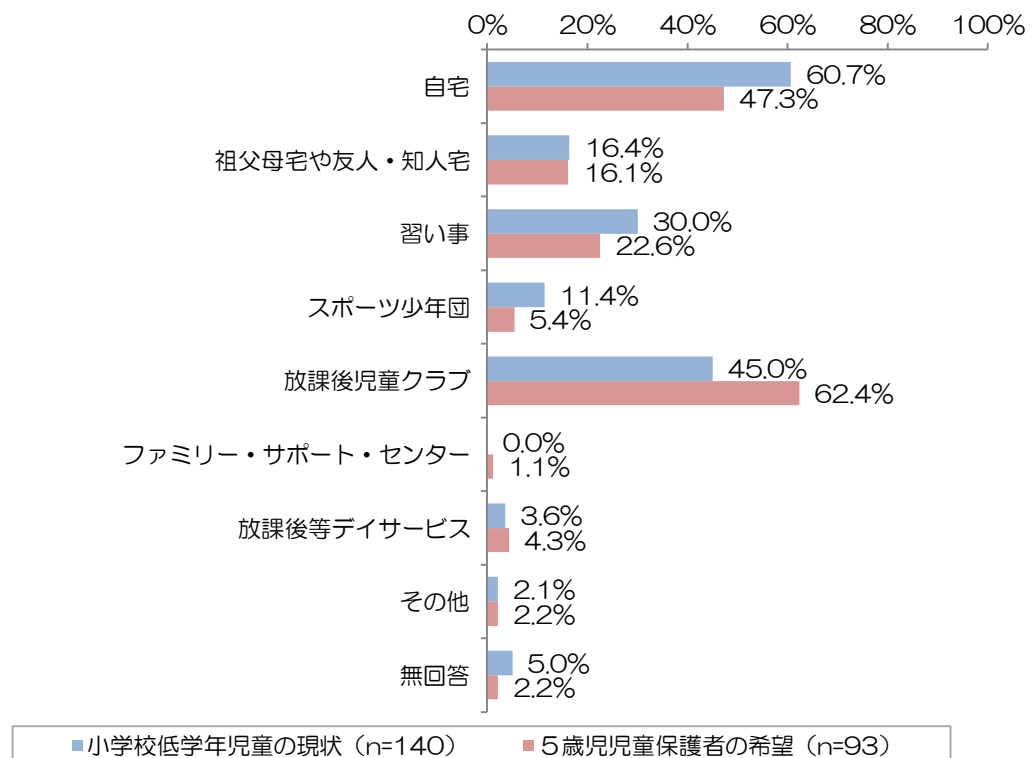
※複数回答

③ 小学校入学後の放課後の過ごし方について

◆ 低学年時における放課後の過ごし方の現状と希望

5歳児児童保護者の希望として、「放課後児童クラブ」が62.4%と最も多くなっていますが、小学校低学年児童の現状としては、「自宅」が60.7%と最も多く、「放課後児童クラブ」の割合は45.0%にとどまっています。

- ・ 未就学児調査
- ・ 小学生調査



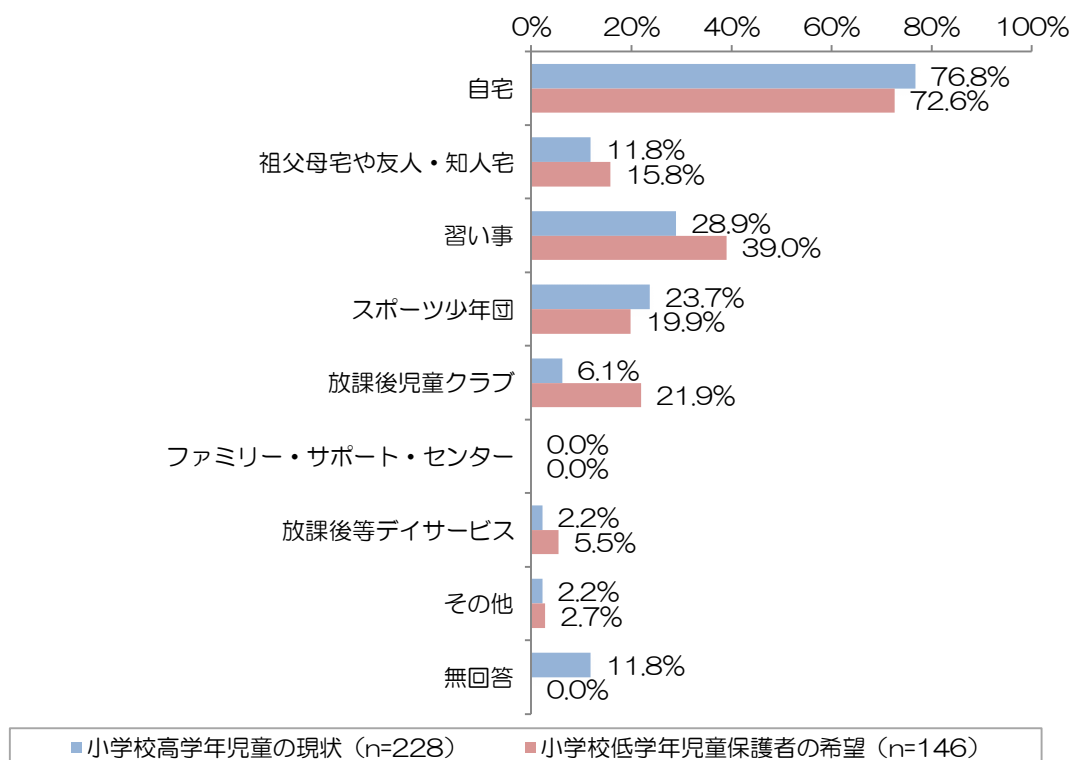
※複数回答

◆ 高学年時における放課後の過ごし方の現状と希望

「放課後児童クラブ」や「習い事」について、小学校低学年児童保護者の希望と小学校高学年児童の現状の間に差異がみられます。

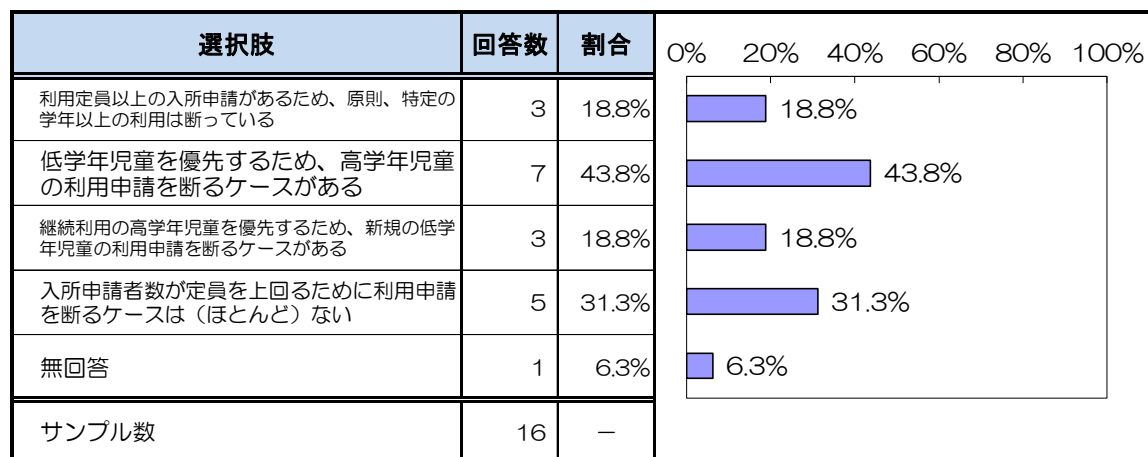
事業所等に対する意向調査においても、高学年児童の利用申請を断っているケースがみられることから、放課後児童クラブの受け入れ体制の整備が求められています。

・小学生調査



※複数回答

【参考】放課後児童クラブにおける児童の受入れ状況（事業所等に対する意向調査）



※複数回答

④ 保護者の就労状況、育児休業の取得状況について

◆ 母親の就労状況と就労希望

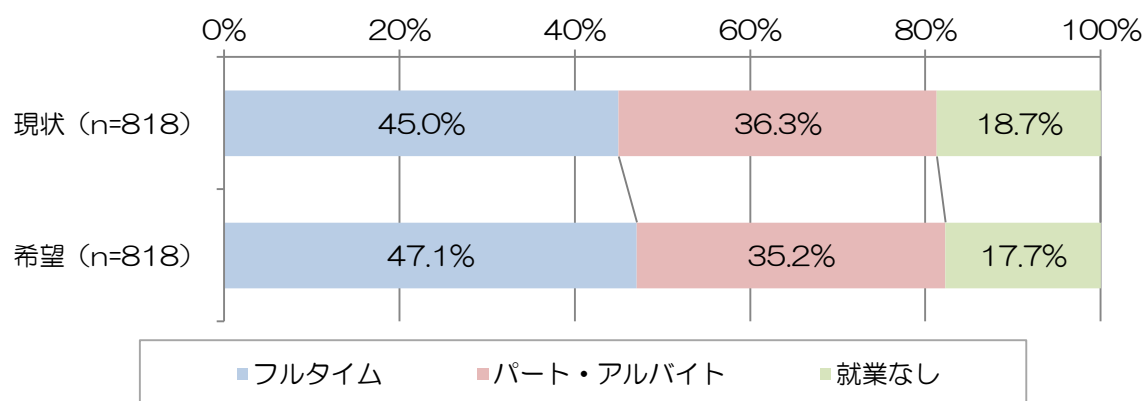
平成 30 年度調査（未就学児調査）では、就労している母親の割合は 8 割強に達し、現状と希望の差異も一定程度に収まっていました。

令和 5 年度調査（未就学児調査）では、就労している母親の割合が増加し、9 割弱に達しています。

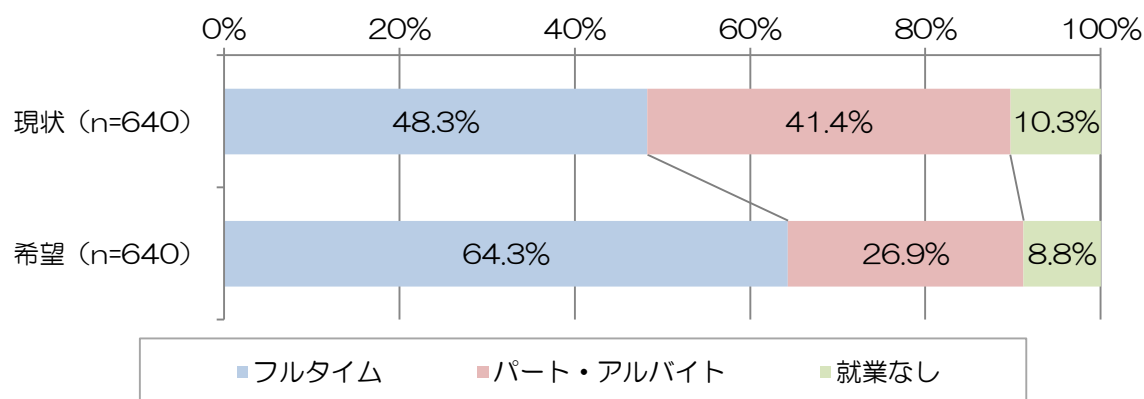
また、「パート・アルバイト」で就労している母親の約 3 割が「フルタイム」への転換希望を持つなど、「フルタイム」での就労ニーズが平成 30 年度調査と比較して増加しています。

母親の就労ニーズの変化を踏まえながら、母親の就労ニーズを満たすことができる子育て環境の整備が求められています。

・ 未就学児調査（平成 30 年度）



・ 未就学児調査（令和 5 年度）



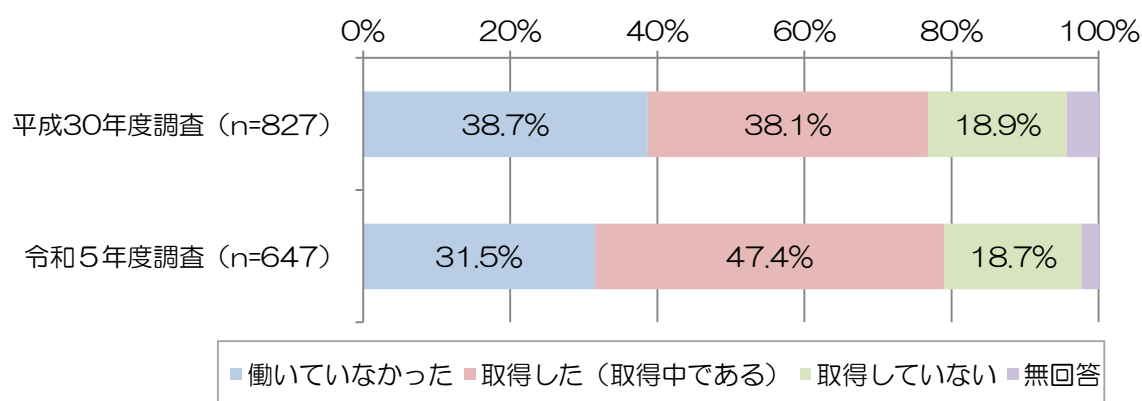
◆ 末子が生まれた際の育児休業の取得の有無

母親について、平成30年度調査と比較して、就業率が高くなるとともに、就業者に占める「取得した（取得中である）」の割合も上昇しています。

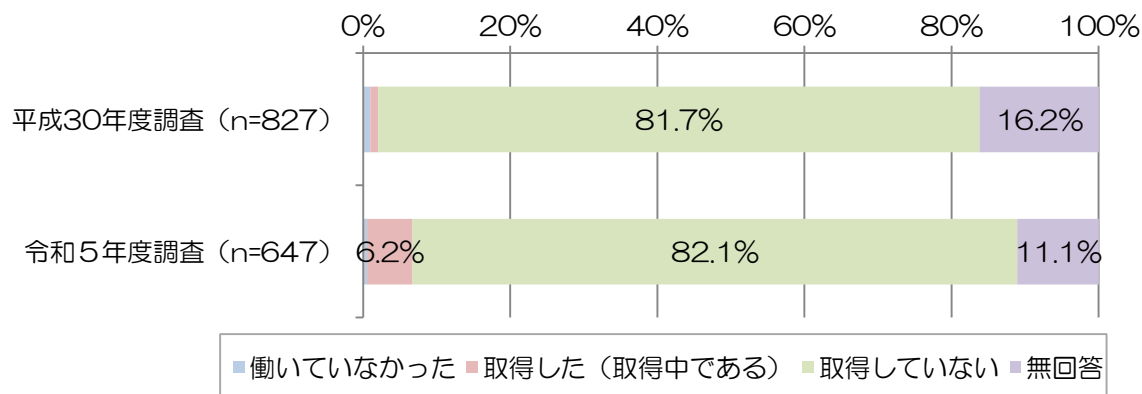
一方、父親については、「取得した（取得中である）」の割合が1.1%から6.2%に上昇したものの、依然として母親と比較して低くなっています。

・ 未就学児調査

（母親）



（父親）



◆ 育児休業を取得しなかった理由

父親・母親ともに「仕事が忙しかった」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

平成 30 年度調査と比較して、父親の「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が上昇し、母親の「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が低下しています。

・上位 3 項目（平成 30 年度未就学児調査）

	1 位	2 位	3 位
父親	仕事が忙しかった (32.8%)	配偶者が無職，祖父母等の親族にみてもらえるなど，制度を利用する必要がなかった (22.9%)	配偶者が育児休業制度を利用した (22.5%)
母親	子育てや家事に専念するため退職した (25.6%)	職場に育児休業の制度がなかった (20.5%)	仕事が忙しかった (19.9%)

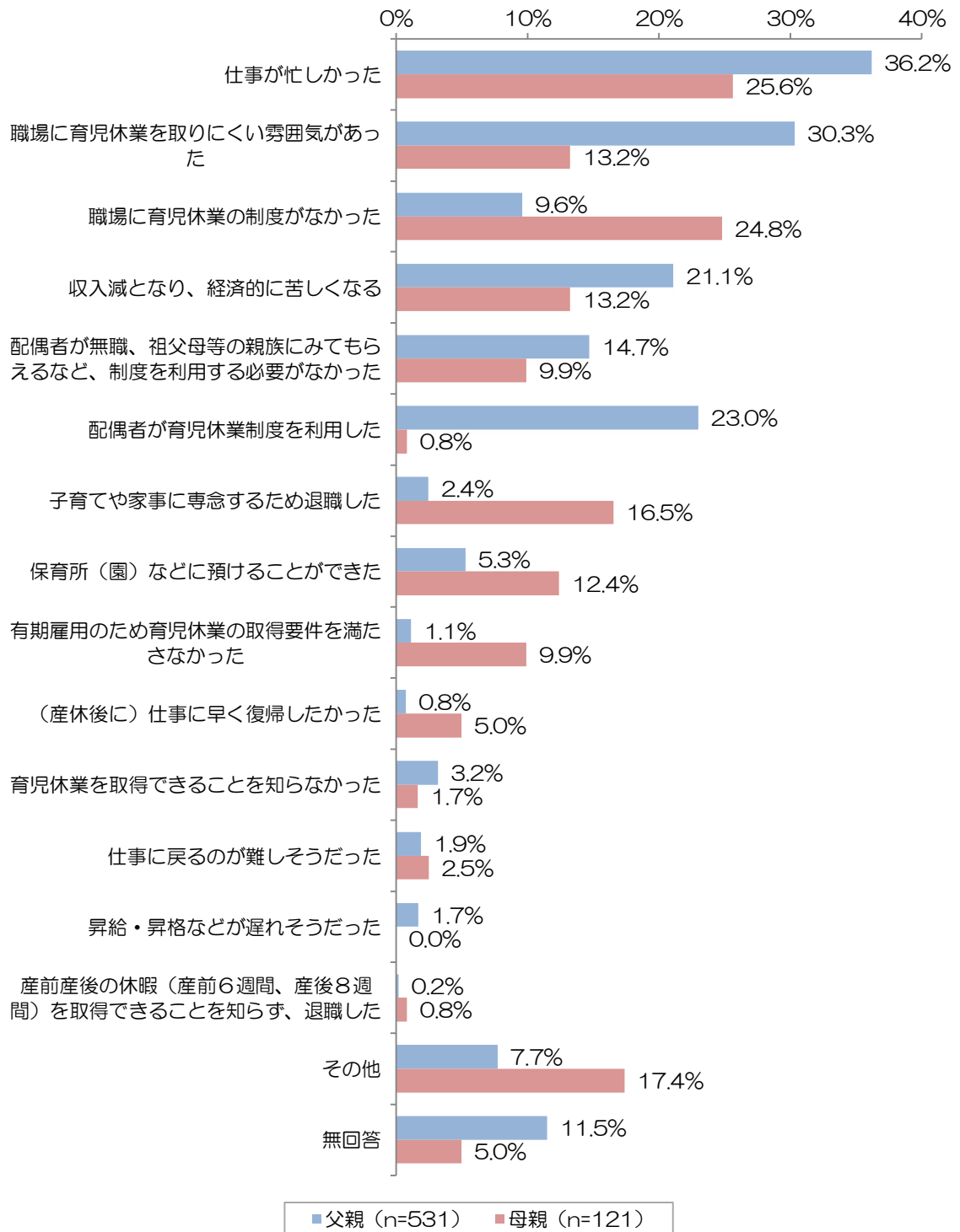
※複数回答

・上位 3 項目（令和 5 年度未就学児調査）

	1 位	2 位	3 位
父親	仕事が忙しかった (36.2%)	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった (30.3%)	配偶者が育児休業制度を利用した (23.0%)
母親	仕事が忙しかった (25.6%)	職場に育児休業の制度がなかった (24.8%)	子育てや家事に専念するため退職した (16.5%)

※複数回答

・未就学児調査



※複数回答

⑤ 子どもの教育について

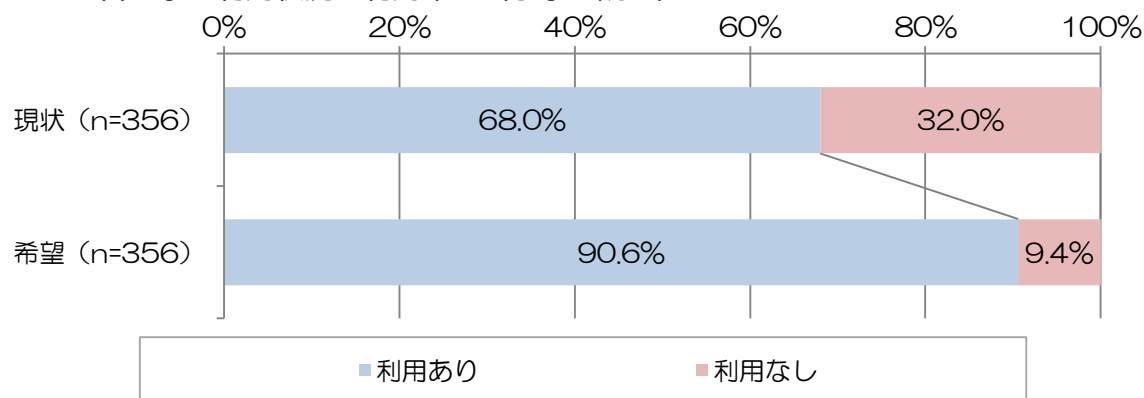
◆ 塾や習い事の利用状況と利用希望

現在、塾や習い事を利用している小学生は7割弱に達しています。

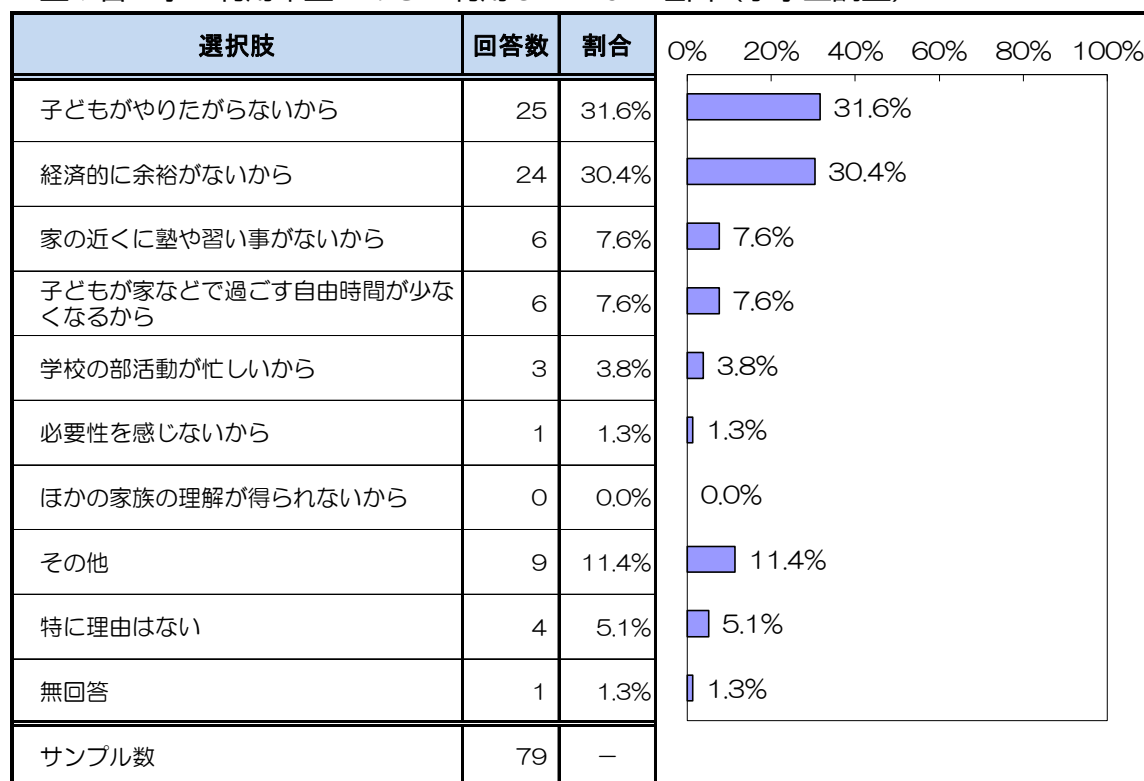
一方、塾や習い事を利用していない小学生の保護者の7割弱が、「塾や習い事に行かせたい希望がある」と回答しており、小学生保護者に占める「塾や習い事の利用を希望している」割合は、塾や習い事を利用している小学生と合わせて、9割強に達しています。

一方、塾や習い事の利用希望があるが利用していない理由について、「子どもがやりたがらないから」が31.6%と最も多く、次いで、「経済的に余裕がないから」の30.4%の順となっています。

・ 塾や習い事の利用状況と利用希望（小学生調査）



・ 塾や習い事の利用希望があるが利用していない理由（小学生調査）



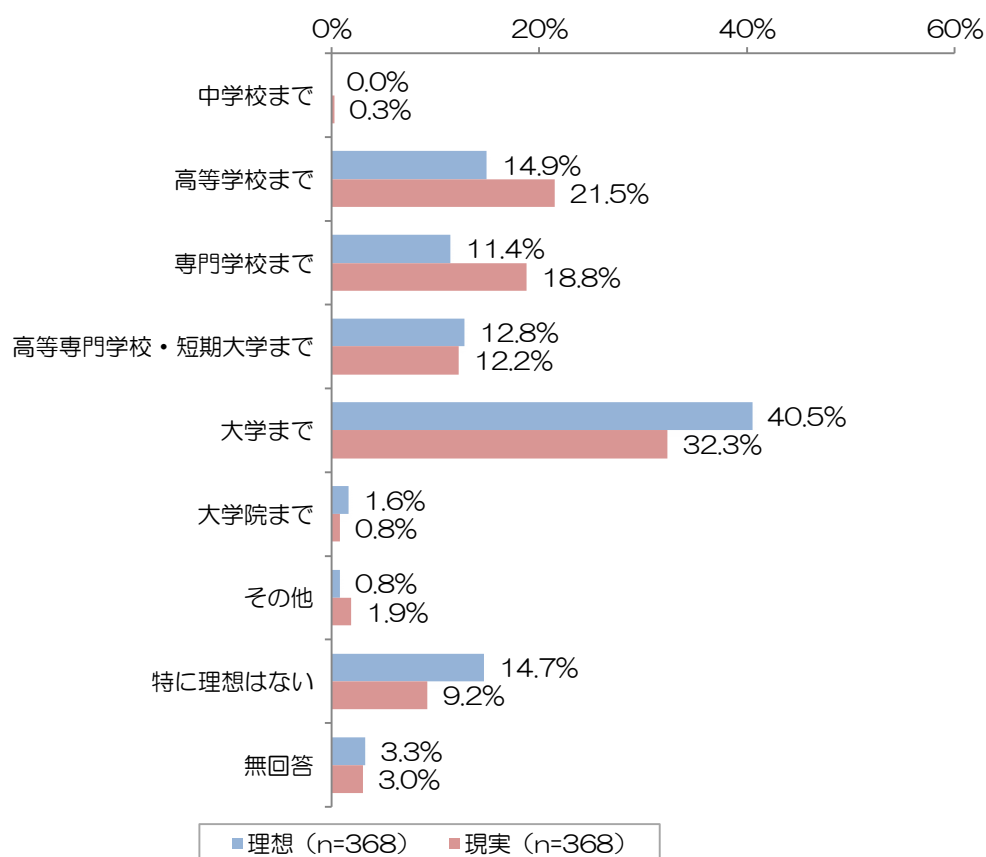
※複数回答

◆ 将来の進路の理想と現実

子どもに最終的に進んでほしいと思う進路について、「大学まで」が40.5%と最も多く、次いで、「高等学校まで」の14.9%、「特に理想はない」の14.7%の順となっています。

現実的に進むと思う最終的な進路について、全体的な傾向として、理想と大きな差はみられませんでした。理想と比較して「大学まで」の割合が低く、「高等学校まで」「専門学校まで」の割合が高くなっています。

・小学生調査

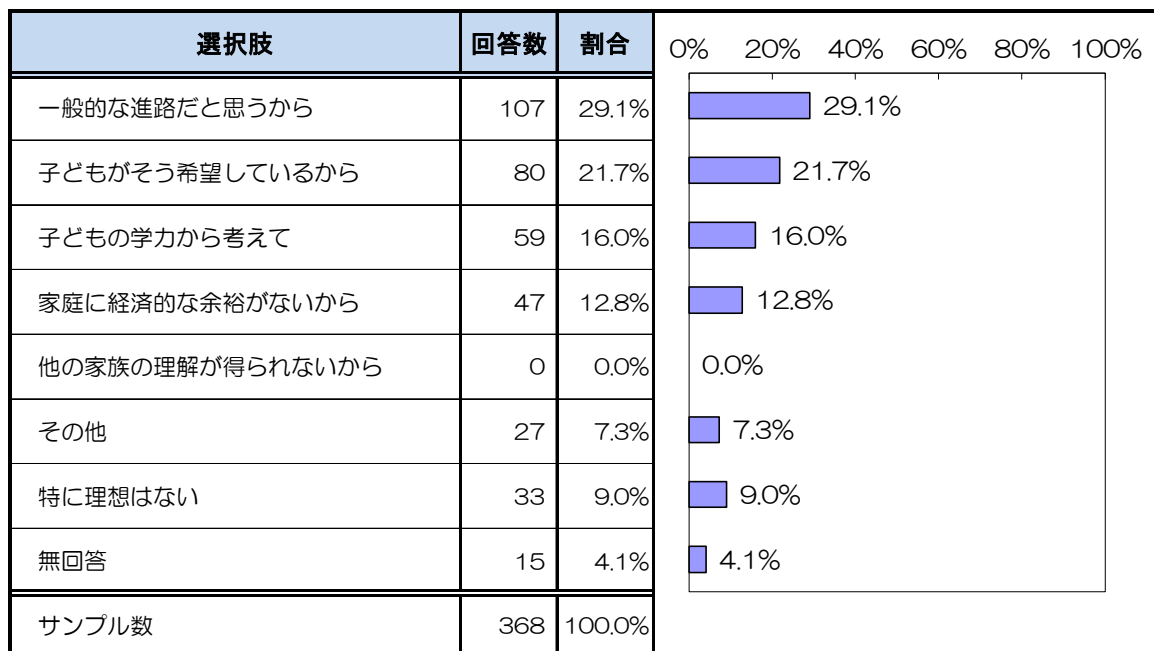


◆ 将来の現実的な進路を考えた理由

「一般的な進路だと思うから」が29.1%と最も多く、次いで、「子どもがそう希望しているから」の21.7%、「子どもの学力から考えて」の16.0%の順となっています。

また、「家庭に経済的な余裕がないから」への回答割合は、12.8%となっています。

・小学生調査

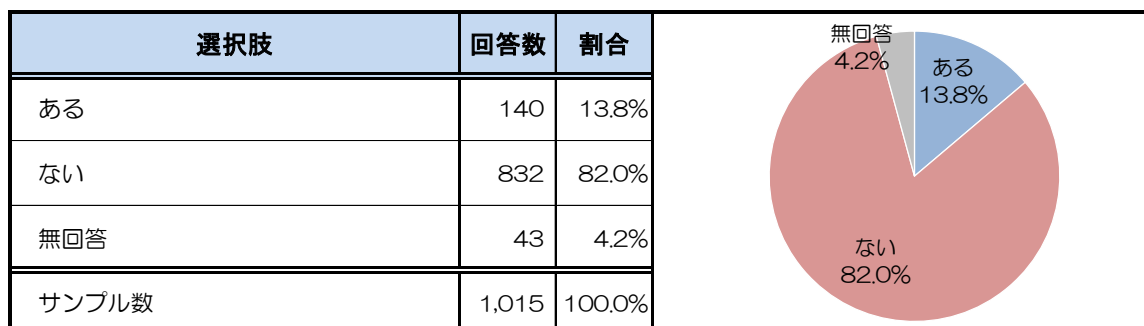


⑥ 児童虐待について

◆ 児童虐待について見聞きしたことの有無

「ある」と回答した割合は13.8%となっています。

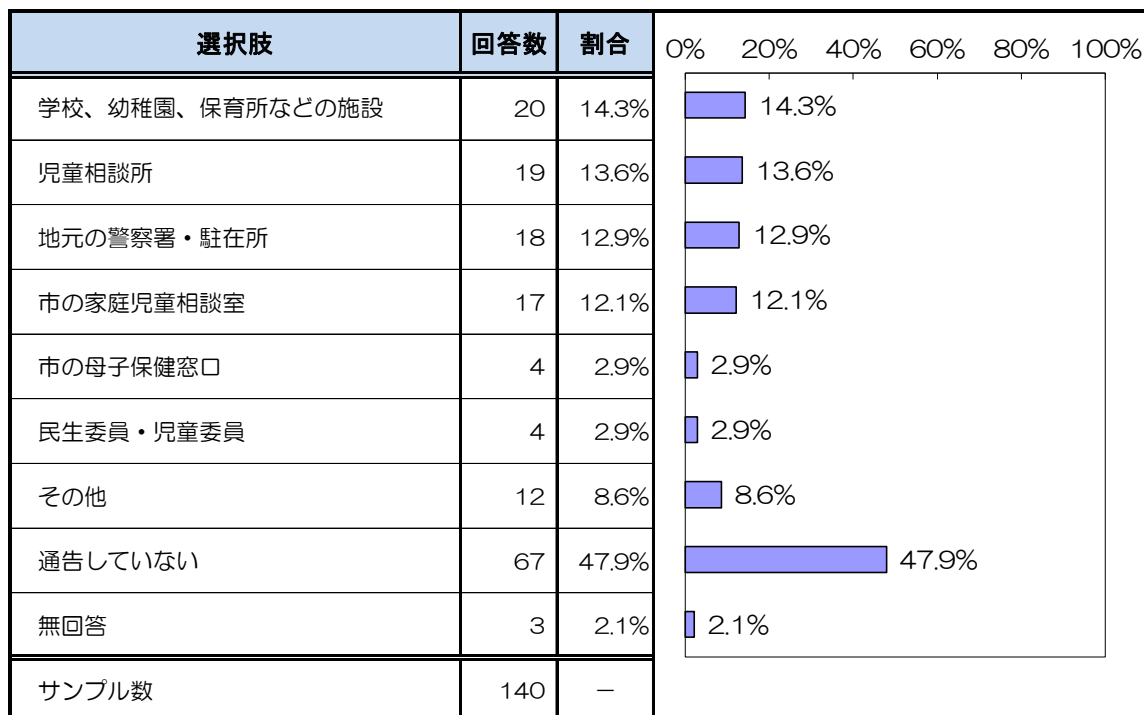
・未就学児調査，小学生調査（合算）



◆ 児童虐待を見聞きした際の通告先

「通告していない」が47.9%と約半数を占めていますが，具体的な通告先としては，「学校，幼稚園，保育所などの施設」が14.3%と最も多く，次いで，「児童相談所」の13.6%，「地元の警察署・駐在所」の12.9%の順となっています。

・未就学児調査，小学生調査（合算）



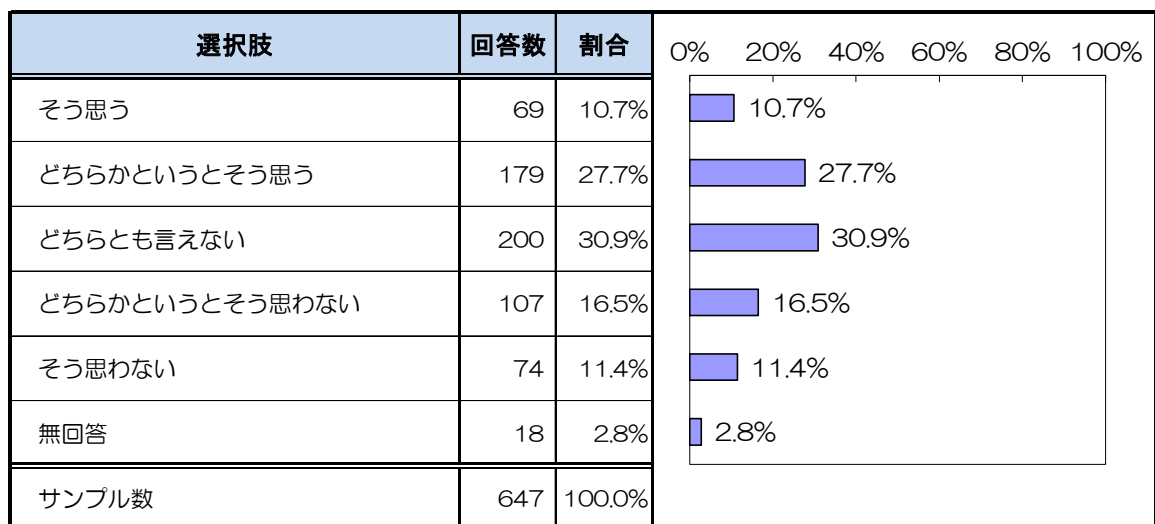
※複数回答

⑦ 本市の子育て支援に対する満足度について

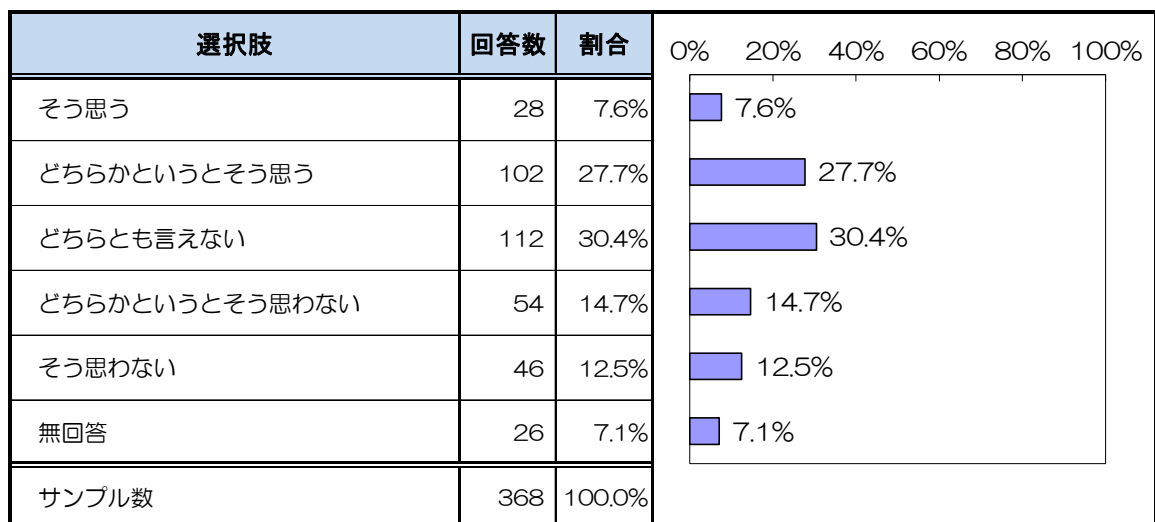
◆ 指宿市が子育てしやすいまちであるという認識

「そう思う」「どちらかというと思う」を合計した割合は、未就学児調査で 38.3%，小学生調査で 35.3%となっており、「そう思わない」「どちらかというと思わない」を合計した割合をそれぞれ上回っています。

・ 未就学児調査



・ 小学生調査



3 第二期計画の評価

(1) 教育・保育の提供体制

1号認定及び2号認定の3～5歳児に対する提供体制は確保できました。

3号の0～2歳児に対する提供体制は確保できませんでしたが、定員弾力化（受入基準を満たした上での定員数を超えた受入れ）による対応を行ったため、待機児童は発生しませんでした。

事業	評価
【3～5歳】1号認定及び2号認定のうち共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭	提供体制が確保できた。
【3～5歳】2号認定（共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭を除く）	提供体制が確保できた。
【0～2歳】3号認定	弾力化により提供体制を確保できた。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

現在実施していない事業があるものの、実施している事業においては、おおむねの需要量を満たす提供体制が確保できました。

事業	評価
時間外保育事業（延長保育事業）	自主事業で行っている施設を含めると、体制はおおむね確保できた。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	利用希望日の調整や、自主事業で行っている施設を含めると、おおむね確保できたが、条件が合わない、定員の都合などで利用できない保護者がいた。
子育て短期支援事業	令和5年度より委託事業所2か所、里親4名の提供体制を確保。受け入れ施設等の状況により受入不可となる可能性もあるが、体制は確保できた。
地域子育て支援拠点事業	現行の2施設で継続して提供体制を確保した。
一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）	自主事業で行っている施設を含めると、体制はおおむね確保できた。
一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外）	自主事業で行っている施設を含めると、体制はおおむね確保できた。
病児・病後児保育事業	体制は確保できた。

事業	評価
ファミリー・サポート・センター	体制は確保できた。
利用者支援事業（基本型・特定型）	現在は実施していないが、母子保健型の設置を優先的に実施した。
利用者支援事業（母子保健型）	令和２年１２月、保健センター内に１か所設置した。
妊婦健康診査	妊婦が受ける健康診査に係る費用１４回分の一部を助成。令和４年度からは多胎妊婦に追加で５回分の追加の助成を実施した。
乳児家庭全戸訪問事業	令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保健師による電話聞き取りを実施した。令和３年度以降は従来どおり実施した。
養育支援訪問事業	相談件数が年々増加傾向。相談のあったケースや健診等から把握した支援が必要なケース等について、関係機関と連携し支援を実施した。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要支援児童の支援に資する事業）	定期的に会議を開催し、関係機関と情報共有しながら連携を図った。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	現在は実施していないが、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図っていく。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	現在は実施していないが、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図っていく。

(3) 施策の進捗状況

① 進捗度評価結果

第二期計画に定めた各施策について、関係各課による進捗度評価を行いました。

A評価（順調に推進できている）、B評価（おおむね順調に推進できている）を合計した割合は 82.1%となっています。

・進捗度評価結果

基本目標等	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり	6 (27.3%)	8 (36.4%)	7 (31.8%)	1 (4.5%)	0 (0.0%)
基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	15 (83.3%)	3 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり	5 (35.7%)	6 (42.9%)	2 (14.3%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)
基本目標4 みんなが育つ環境づくり	3 (25.0%)	7 (58.3%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	1 (8.3%)
基本目標5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
基本目標6 安心して生活できる環境づくり	1 (11.1%)	7 (77.8%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	31 (39.7%)	33 (42.3%)	11 (14.1%)	1 (1.3%)	2 (2.6%)

※評価の内容：A. 順調に推進できている

B. おおむね順調に推進できている

C. あまり推進できていない

D. 推進できていないもしくは実施が困難である

E. 評価不能

② 進捗度評価の低い施策の現状・課題と今後の方向性

進捗度評価において、進捗度が低いと評価（C評価又はD評価）された施策について、現状・課題、今後の方向性について、以下のとおり、分析・検討を行いました。

ア) 基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり

施策	現状・課題、今後の方向性
① 教育・保育施設の一体的提供の推進	認定こども園への移行については、検討する施設の相談を受けたこともあるが、これまでと同様の提供体制が続いている。保護者のニーズを満たした状況にあると考えるが、今後は、保護者のニーズや施設の意向を踏まえながら必要に応じて対応を行う。
② 教育・保育の質の向上	職員研修について、情報提供や確認指導等における参加の促進に努めているが、専門性の向上と、質の高い幼児教育・保育を提供するための人材確保が課題となっている。今後も、専門性を向上し、質の高い幼児教育・保育を提供できるよう、幼稚園教諭・保育士の研修等について、情報提供や確認指導等における参加促進に努めるとともに、人材確保策を推進する。
③ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量	学校再編により、令和3年4月に山川小学校が新たに開校し、放課後児童クラブも開設された（(旧)山川小学校・大成小学校・徳光小学校・利永小学校が閉校）。令和4年度から、放課後子ども教室を開所し、校内交流型として実施している。指宿小学校については、放課後児童クラブは開設できたが、放課後子ども教室は開所できていない。指宿小学校の放課後子ども教室については、令和7年度の開所を目指し、開所後は校内交流型として実施していきたい。現在行っている連携を継続しつつ、その他の施設においても連携を図れるよう努める。
④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する方策	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的による事業を実施する際は、地域ボランティアの協力による学習支援や体験活動等を行っている。また、実施に際しては、児童の安全面に十分配慮を行っている。現在、校内交流型が2か所。引き続き、多様なプログラムを企画することを基本とし、各学校区の実情に合わせ対応する。

施策	現状・課題，今後の方向性
⑤ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の両事業の実施に係る福祉部局と教育部局の具体的な連携に関する方策	必要に応じて実施状況や課題等を共有する形としているが，定期的な協議等の場を設けられていない。指宿小学校の放課後子ども教室については，令和7年度の開所を目指しており，開所後は校内交流型として実施するために，福祉部局と教育部局において連携をとり，横断的な事業の展開に努める。
⑥ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	本市においては，放課後児童クラブを保育所等への委託事業として実施している。委託先施設等の事情もあり，開所時間の延長に係る取組の積極的な展開は図れていない状況にある。今後も，地域の実情や保護者の利用意向を反映して，開所時間の延長を行う放課後児童クラブの拡大を検討する。
⑦ 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について，利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	子育て世帯については，事業一覧の配布等により周知活動を行っている。その他地域住民への周知は広報紙で行っているが，あまり推進できていない状況にある。今後も，利用者や地域住民への育成支援の内容の周知を促すとともに，小学生以下の子どもを持つ保護者を含む市民全体に対する放課後児童クラブに関する周知・啓発に努める。
⑧ 子育てを支える施設の充実	教育・保育施設の整備が進み，教育・保育等に係る保護者のニーズにおおむね対応できている状況にある。保護者の要望として，遊具が充実した公園や雨の日でも遊べる施設等の整備を求める声も数多くあったため，屋内で遊べる施設を現在計画中である。現在計画中の屋内で遊べる施設について，令和7年度から利用開始ができるよう整備を進める。また，保護者からのニーズや本市の財政状況等を踏まえながら，その他の遊べる施設の整備等について，検討を行う。

イ) 基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

施策	現状・課題，今後の方向性
① ファミリー・サポート・センター事業	会員登録者が少なく，提供会員の数については地域による偏りもみられる。引き続き，提供会員の育成に努めるとともに，事業の周知による登録会員の増加及び利用促進を図る。
② 障害児やその家族に対する支援	定期的なこども支援部会の開催により，発達障害等のある幼児の共通理解を深めている。また，児童発達支援センターにおいて，保育所等訪問支援を実施しており，地域の障害のある子どもとその家族等に対する支援の充実に努めている。幼・保・小連絡会の発足には至らなかったため，今後の課題として取り組んでいく。今後も定期的にこども支援部会を開催し，発達障害等のある幼児の共通理解を深める取組を続ける。また，地域の障害のある子どもとその家族等に対する支援の充実に努める。さらに，幼・保・小の連携・接続のさらなる充実に向け，幼・保・小連絡会を発足し，保育所・幼稚園・療育支援施設で行ってきた指導・支援内容を小学校等につなぎ，切れ目のない適切な指導や必要な支援が継続されるよう努める。

ウ) 基本目標4 みんなが育つ環境づくり

施策	現状・課題，今後の方向性
① 世代間交流の促進	読書教育を通した世代間交流は，なかなか実施できなかった。ただし，地域学校協働活動については，学校応援活動において地域ボランティアが授業補助に入ったり，放課後子ども教室において，子どもと地域の人が様々な形で交流したりするなど，世代間交流をしながら青少年の育成を図ることができた。放課後子ども教室と放課後児童クラブの校内交流型が現在2か所。地域学校協働活動を通した世代間交流は今後も継続的に実施していきたい。また，子ども会等の社会教育関係団体においても地域の人との交流を取り入れた活動を提案していきたい。放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携等については，現在行っている連携を継続しつつ，その他の施設においても連携を図れるよう努める。

エ) 基本目標6 安心して生活できる環境づくり

施策	現状・課題，今後の方向性
① チャイルドシートの正しい使用の徹底	保護者の入院や出産時，県外からの帰省など，一時的にチャイルドシートを必要とする場合に，無償で貸し出している。鹿児島県のチャイルドシートの使用率は，全国平均と比較し低い状況であることから，ホームページ等でチャイルドシートの着用を周知するとともに，引き続き，チャイルドシートの無償貸し出しを行う。

(4) アンケート調査結果からみた子育て環境への評価

子育てに関するアンケート調査について、平成30年度に実施した前回調査結果との比較により、第二期計画期間の評価を行いました。

評価に当たっては、有意差検定を用い、片側P値<0.05を「有意差（変化）あり」と判定しました。

評価を行った45項目のうち、改善した項目が17項目（37.8%）、悪化した項目が8項目（17.8%）、変化なしが20項目（44.4%）となっています。

① 子どもの育ちをめぐる環境について

項目	調査種別	前回調査 (H30)	今回調査 (R5)	評価
日頃、子どもをみてもらえる親族・友人・知人がいない割合	未就学児調査	8.3%	9.1%	変化なし
子育てをする上での相談相手がいる割合	未就学児調査	96.6%	92.6%	悪化
	小学生調査	93.9%	92.7%	変化なし

② 教育・保育事業等の利用について

項目		調査種別	前回調査 (H30)	今回調査 (R5)	評価
サービスの認知度	①延長保育事業	未就学児調査	85.6%	75.7%	悪化
		小学生調査	79.6%	71.5%	変化なし
	②放課後児童クラブ	未就学児調査	87.9%	81.1%	悪化
		小学生調査	85.3%	76.1%	悪化
	③子育て短期支援事業	未就学児調査	12.6%	20.1%	改善
		小学生調査	13.7%	20.9%	改善
	④子育て支援センター	未就学児調査	76.1%	72.8%	変化なし
		小学生調査	66.5%	67.7%	変化なし
	⑤一時預かり事業	未就学児調査	68.1%	64.0%	悪化
		小学生調査	53.1%	49.2%	変化なし
	⑥病児保育事業	未就学児調査	83.8%	82.5%	変化なし
		小学生調査	68.7%	82.1%	改善
	⑦ファミリー・サポート・センター事業	未就学児調査	41.0%	45.9%	改善
		小学生調査	30.1%	38.3%	改善

項目		調査種別	前回調査 (H30)	今回調査 (R5)	評価
サービスの認知度	⑧休日保育	未就学児調査	61.7%	59.0%	変化なし
		小学生調査	54.3%	55.2%	変化なし
	⑨こんにちは赤ちゃん事業	未就学児調査	27.0%	34.5%	改善
		小学生調査	15.8%	22.3%	改善
	⑩子育て学びの広場	未就学児調査	24.4%	29.4%	改善
		小学生調査	23.2%	28.5%	改善
	⑪子育てサポーター養成講座	未就学児調査	17.7%	20.9%	変化なし
		小学生調査	22.0%	26.9%	改善
	⑫ブックスタート	未就学児調査	37.5%	46.1%	改善
		小学生調査	20.2%	24.5%	変化なし
	⑬指宿保健センター・山川文化ホールの施設・遊具開放	未就学児調査	68.4%	60.7%	悪化
		小学生調査	50.3%	54.6%	変化なし
	⑭子育てママ・パパの運動教室	未就学児調査	54.3%	55.0%	変化なし
		小学生調査	31.1%	47.0%	改善
	⑮保健センターの育児相談	未就学児調査	82.2%	74.8%	悪化
		小学生調査	71.1%	70.7%	変化なし
	⑯家庭児童相談室	未就学児調査	35.9%	41.6%	改善
		小学生調査	42.2%	46.2%	変化なし
定期的な教育・保育の事業を利用していない保護者のうち、未利用理由が「空きがない・時間帯の条件が合わない・経済的理由」のいずれかである割合		未就学児調査	14.9%	11.2%	変化なし
子どもが病気やけがで登園・登校等ができなかったことがある保護者のうち、仕方なく子どもだけで留守番をさせたことがある割合		未就学児調査	0.7%	3.3%	悪化

③ 保護者の育児休業の取得状況について

項目	調査種別	前回調査 (H30)	今回調査 (R5)	評価
出生時に育児休業を取得していた母親の割合	未就学児調査	38.1%	47.4%	改善
出生時に育児休業を取得していた父親の割合	未就学児調査	1.1%	6.2%	改善
育児休業給付の制度を知っている割合	未就学児調査	43.7%	43.4%	変化なし
育児休業等期間における保険料免除の制度を知っている割合	未就学児調査	23.5%	30.4%	改善

④ 児童虐待について

項目	調査種別	前回調査 (H30)	今回調査 (R5)	評価
児童虐待を見聞きした保護者のうち、通告を行わなかったことがある割合	未就学児調査	60.5%	46.3%	改善
	小学生調査	52.2%	50.0%	変化なし

⑤ 本市の子育て支援に対する満足度について

項目	調査種別	前回調査 (H30)	今回調査 (R5)	評価
「指宿市は子育てしやすいまちである」と感じている割合	未就学児調査	42.1%	38.3%	変化なし
	小学生調査	37.0%	35.3%	変化なし

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

これまでの指宿市子ども・子育て支援事業計画においては、基本理念として、「すべての子どもの健やかな成長と幸せ 地域で子育て応援 いぶすき」を掲げてきました。

子どもは家庭の希望であり、地域の宝です。

すべての子どもたちが、一人の人としてこのまちで大切に育てられ、健やかに成長することは地域全体の喜びです。

そして、すべての子ども一人一人の幸せは社会全体の願いです。

この考え方については、不変であると考えられることから、本計画においても、これまでの計画を継承し、「すべての子どもの健やかな成長と幸せ 地域で子育て応援 いぶすき」を基本理念として定めます。

すべての子どもの健やかな成長と幸せ
地域で子育て応援 いぶすき

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現させるため、次の6項目を基本目標として定め、施策の推進を図ります。

基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを実現させるためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

本市においては、ニーズ量に対応した教育・保育サービスの提供体制がおおむね確保できています。

また、過去に実施した子育てに関するアンケート調査において、公園や屋内で子どもを遊ばせることができる施設等に対する要望も多く寄せられたことから、現在、屋内で子どもを遊ばせることができる施設の整備を計画・推進しています。

発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供する体制を確保することで、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられ、子どもの成長を育む環境づくりを推進します。

◆ 基本施策

- (1) 就学前教育・保育の充実
- (2) 放課後児童健全育成事業等の推進
- (3) 多様な保育サービスの充実
- (4) 子育てを支える施設の充実

◆ 新たに実施する主な取組

- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）による預かり事業の開始
- ・ 放課後子ども教室の整備
- ・ 屋内で遊べる施設の整備

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子どもを産み育てるためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象に、必要な支援が切れ目なく提供されることが重要です。

本市においては、各種相談支援事業や母子保健事業の実施等により、子育て家庭に対する切れ目のない支援の提供に努めています。

情報提供・相談支援・保健・医療等の子育てに関する切れ目のない支援体制を確保することで、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

◆ 基本施策

- (1) 情報提供・相談支援体制の充実
- (2) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

◆ 新たに実施する主な取組

- ・ 妊婦等包括相談支援事業の開始

基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

障害・疾病・虐待・貧困等によって支援や配慮が必要な子どもを含む、すべての子どもの育ちを支えるためには、子どもや子育てを見守り、必要に応じて支援につなぐことができる仕組みづくりや、社会的な支援を必要とする子どもやその家族に対する包括的な支援体制の構築が重要です。

本市においては、18歳未満の子どもがいる世帯の約1割をひとり親世帯が占め、子育てに関するアンケート調査においては、児童虐待について見聞きしたことがある保護者の割合が1割を超えている状況にあります。

そのような状況の中、本市では、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握や情報の提供・相談業務、関係機関と協力した調査・指導等、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を令和5年1月に設置しました。

今後は、子育て世代包括支援センターが担ってきた母子保健機能と子ども家庭総合支援拠点が担ってきた児童福祉機能の両方を有する「こども家庭センター」において、支援が必要な子どもや子育て家庭が必要な支援を受けられることができる体制を確保することで、すべての子どもの育ちを支える環境づくりを推進します。

◆ 基本施策

- (1) 地域での子育て支援の充実
- (2) 支援の必要な子ども・子育て世帯への支援の充実

◆ 新たに実施する主な取組

- ・ こども家庭センターの整備
- ・ 子育て世帯訪問支援事業の開始

基本目標4 みんなが育つ環境づくり

子どもの成長には、愛情あふれる温かな家庭とともに、様々なことを学ぶことができる地域の環境が重要です。

また、親や家族、地域もそれぞれが子どもの成長に喜びを感じ、子どもとともに成長していくことが重要です。

本市においては、地域と学校が相互に連携・協働する「地域学校協働活動」を推進する等、地域全体で子どもの成長を支える体制づくりに努めています。

子どもが健全に学び、育つための教育の充実を図るとともに、親・家庭・地域の子育て力の向上や次世代の親の育成等を図ることで、子ども・親・家族・地域のそれぞれが育つ環境づくりを推進します。

◆ 基本施策

- (1) 学校教育の充実
- (2) 子どもが健全に学び・育つ地域の環境づくり
- (3) 親・家庭・地域の子育て力の向上
- (4) 次世代の親の育成

基本目標5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

子育てと仕事の両立を実現させるためには、保育サービスの充実だけではなく、安心して妊娠・出産・子育てをしながら働き続けることができる職場環境の整備や、男女問わず子育てに参加する社会全体の意識の醸成等が重要です。

しかし、子育てに関するアンケート調査結果においては、子どもが病気やけがで保育所や幼稚園等を休んだ際の対応や育児休業の取得に関して、母親に偏っている状況が見受けられました。

子育てと仕事の両立を支援する職場環境整備の推進や男女共同参画意識の醸成等を図ることで、子育てと仕事の両立を応援する環境づくりを推進します。

◆ 基本施策

- (1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
- (2) 男女共同参画の推進

基本目標6 安心して生活できる環境づくり

我が国では、毎年、多くの子どもの命が事故や犯罪、自然災害等による被害により、失われています。

また、子どもの9人に1人は経済的に困難な状態にあるとされています。

子どもが安心して生活するためには、生活環境における安心・安全の確保が重要です。

本市においては、公共施設のバリアフリー化や防犯・事故防止活動の推進、子育て家庭に対する経済的な支援の充実等により、子どもや子育て家庭が安心して生活できる環境づくりに努めています。

ハード・ソフトの両面から安心・安全な生活環境の整備を図ることで、安心して生活できる環境づくりを推進します。

◆ 基本施策

- (1) 安心して外出できる環境の整備
- (2) 安心・安全なまちづくりの推進
- (3) 子どもの交通等の安全確保
- (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (5) 経済的な支援の充実

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
すべての子どもの健やかな成長と幸せ 地域で子育て応援 いぶすき	基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり	(1) 就学前教育・保育の充実 (2) 放課後児童健全育成事業等の推進 (3) 多様な保育サービスの充実 (4) 子育てを支える施設の充実
	基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	(1) 情報提供・相談支援体制の充実 (2) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
	基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり	(1) 地域での子育て支援の充実 (2) 支援が必要な子ども・子育て世帯への支援の充実
	基本目標4 みんなが育つ環境づくり	(1) 学校教育の充実 (2) 子どもが健全に学び・育つ地域の環境づくり (3) 親・家庭・地域の子育て力の向上 (4) 次世代の親の育成
	基本目標5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 (2) 男女共同参画の推進
	基本目標6 安心して生活できる環境づくり	(1) 安心して外出できる環境の整備 (2) 安心・安全なまちづくりの推進 (3) 子どもの交通等の安全確保 (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (5) 経済的な支援の充実

第 4 章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり

(1) 就学前教育・保育の充実

① 教育・保育施設の充実

子どもや保護者の選択に基づいた教育・保育を受けられるよう、保育所・幼稚園・認定こども園の整備や地域型保育事業の導入による教育・保育の提供体制の確保に努めています。

また、建物の老朽化が進んでいる施設については、施設からの要望等を踏まえ、財政的支援を行っています。

今後も、教育・保育の提供体制の確保に努めるとともに、施設の環境改善を推進します。

② 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設です。

本市においては、保育所・幼稚園から認定こども園への移行が一定程度完了し、保護者のニーズに応じた教育・保育の提供体制が確保できている状況にあります。

今後は、保護者のニーズや施設の意向を踏まえながら、必要に応じた対応を行います。

③ 教育・保育の質の向上

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。

健やかな発達を促進するためには、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

これまで、専門性の向上を図り、教育・保育の共通理解を深めるため、幼稚園教諭・保育士の研修等について、情報提供や確認指導等における参加促進に努めてきましたが、専門性の向上と、質の高い幼児教育・保育を提供するための人材確保が課題となっています。

今後も、専門性を向上し、質の高い幼児教育・保育を提供できるよう、幼稚園教諭・保育士の研修等について、情報提供や確認指導等における参加促進に努めるとともに、人材確保策の推進を図ります。

④ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

施設等利用給付の実施においては、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担や利便性、施設の資金面等を考慮して行う必要があります。

これまで、これらの観点を踏まえた給付の実施に努めてきました。

今後も、施設に対する指導監査等に関して県との連携に努めるとともに、施設等利用給付については、保護者や施設の状況を判断して行います。

⑤ 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、教育・保育施設や地域型保育事業等を円滑に利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供や相談支援とともに、施設の意向等も踏まえた環境整備に努めてきました。

今後も、休業中の保護者に対する情報提供や相談支援に努めるとともに、教育・保育等の提供体制の確保に努めます。

⑥ 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

発達障害等により特別な支援が必要な子どもについて、支援が必要な子どもやその保護者が、支援を受けることができるよう、相談体制の充実や関係機関との連携に努めています。

具体的には、指宿市地域自立支援協議会こども支援部会において、関係機関との連携を強化しつつ、相談体制や関係機関との連携した支援体制の充実に努めています。

また、障害児保育事業補助金交付による支援も行っています。

今後も継続して、相談体制のさらなる充実や指宿市地域自立支援協議会こども支援部会等において、関係機関との連携を強化するとともに、関係機関職員の研修・指導体制の整備に努めます。

また、障害児保育事業補助金交付による支援も継続して実施します。

⑦ 幼・保・小の連携

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性の確保においては、ライフステージごとの教育・保育が円滑に移行し、子どもの心身の発達に応じた体系的な教育・保育の提供が組織的に行われる必要があります。

本市では、アプローチカリキュラム（就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム）・スタートカリキュラム（幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施されるカリキュラム）の作成、各行事における幼児・児童の交流等により、連携が進んでいる状況にあります。

今後も、国が示す「幼保小の架け橋プログラム」を参考にしつつ、就学前施設と小学校の交流活動や連絡会議等の取組を推進し、子どもの小学校への円滑な移行の支援体制の整備を図ります。

(2) 放課後児童健全育成事業等の推進

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に対し、平日の授業終了後から夕方、また土曜日や長期休暇期間中の朝から夕方までの時間帯に預かり、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

一方、放課後子ども教室は、小学校に就学しているすべての児童に対し、放課後の時間帯に空き教室等を利用して、週1回程度、地域住民がボランティアで学習活動やスポーツ・文化芸術活動等を行うものです。

共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、両事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）の提供体制の整備を推進します。

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

放課後児童クラブは現在、保育所、認定こども園、企業主導型保育事業所、児童クラブ（公設民営）の計16か所で実施しているほか、自主事業で実施している施設もあります。今後は、安定的な運営と提供体制における質の向上にも取り組み、放課後児童クラブを利用する児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めるとともに、増加するニーズ量に対応できる量の確保に努めます。

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	530	545	524	523	491
② 目標整備量	人	530	545	524	523	491
	か所	16	16	16	16	16
③ 過不足（②－①）	人	0	0	0	0	0

② 放課後子ども教室の実施計画

放課後子ども教室の実施については、設置は市が行いますが、運営は地域学校協働活動本部（学校応援団協議会）が担う必要があるため、地域及び学校の理解が必要です。

本市では、令和2年3月時点において3校で実施していましたが、令和2年度に2校、令和4年度に2校、それぞれ増加し、現在7校で実施しています。

一方、地域の理解やボランティアの確保が進まず、2校が未実施の状況となっています。

未実施の2校について、学校の理解は得られていることから、令和7年度の開所を目指し、地域の理解促進とボランティアの確保に努めます。

③ 連携型及び校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

両事業の実施においては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」、「連携型」のうち、同一の小中学校内で実施するものを「校内交流型」として分類されます。

そして、同一小中学校区内で両事業を実施する場合には、「校内交流型」又は「連携型」としての実施が求められています。

今後は、指宿小学校における放課後子ども教室について、令和7年度の校内交流型による開所を目指して取り組みます。

また、その他の施設においても、現在行っている連携を継続しつつ、さらなる連携を図っていけるよう努めます。

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
目標事業量	か所	9	9	9	9	9
うち、連携型	か所	9	9	9	9	9
うち、校内交流型	か所	3	3	3	3	3

④ 連携型・校内交流型の推進に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について、連携型又は校内交流型による事業を実施する際には、児童の安全面に十分配慮しながら、地域ボランティアの協力による学習支援や体験活動等を行っています。

引き続き、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の校内交流型又は連携型による事業を実施する際の共通プログラムについては、地域ボランティアの協力による学習支援や体験活動等の多様なプログラムを企画することを基本とし、各学校区の実情に合わせ対応します。

また、実施に際しては、児童の安全面に十分配慮した人員配置やプログラムに努めます。

⑤ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する方策

第二期計画期間中において、山川小学校区において、小学校の敷地を活用した専用施設による放課後児童クラブを整備しました。

令和4年度からは放課後子ども教室も開所し、校内交流型として実施しています。

また、指宿小学校区においても、小学校敷地内に専用施設による放課後児童クラブを整備しました。

その他、放課後子ども教室を開所している小学校においては、学校の一時的に使用されていない教室等を活用した事業実施が行われています。

今後、放課後子ども教室が未開所の小学校については、一時的に使用されていない教室等の活用を前提に、余裕教室等の状況、学校再編の動向や既存の放課後児童クラブの状況等を踏まえた開所を検討していきます。

⑥ 放課後児童対策に係る福祉部局と教育部局の具体的な連携に関する方策

今後の両事業の実施に向けては、実施状況や課題等を共有し、事業検証や課題解決に対応していく必要があります。

これまで、必要に応じて実施状況や課題等を共有してきましたが、定期的な協議等の場を設けていません。

今後、指宿小学校における令和7年度の放課後子ども教室の校内交流型による開所を目指していくため、福祉部局と教育部局において連携を図り、横断的な事業の展開に努めます。

⑦ 特別な配慮を必要とする児童や家庭への対応に関する方策

障害・疾病・虐待・貧困等によって特別な支援や配慮が必要な児童の利用に際し、必要な支援や配慮を受けることができるよう、要保護児童対策地域協議会等を開催し、関係機関と連携して支援が必要な児童の情報共有等を行いながら対応しています。

今後も継続して、要保護児童対策地域協議会等の関係機関の協議・情報共有の場の設置等により、両事業の利用者以外も含む、すべての特別な配慮・支援が必要な子どもに対応できる体制の構築を図ります。

また、保護者からのニーズや本市の財政状況等を踏まえながら、利用料減免等について検討を行います。

⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

本市においては、放課後児童クラブを保育所等への委託事業として実施しています。

委託先施設等の事情もあり、開所時間の延長に係る取組の積極的な展開は図れていない状況にあります。

今後は、地域の実情や保護者の利用意向を反映して、開所時間の延長を行う放課後児童クラブの拡大を検討します。

⑨ 子どもの健全な育成を図る場としての放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童を放課後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「学びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、健全な育成を図る役割を担うものです。

これまで、職員に対する研修参加の促進や情報提供を随時行ってきましたが、人材不足という課題も生じています。

今後も、子どもの健全な育成を図る場としての放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくため、職員に対する研修参加の促進や情報提供に努めるとともに、人材確保のための取組を推進します。

⑩ 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブが、子どもの健全な育成を図る場としての役割を果たすためには、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民に周知したうえで、利用者や地域等と連携した子どもの健全な育成に努める必要があります。

子育て世帯に対しては、事業一覧の配布等による周知を行っていますが、その他地域住民への周知は広報紙で行っている程度であり、あまり推進できていない状況にあります。

今後も、利用者や地域住民へ育成支援の内容の周知を促すとともに、小学生以下の子どもを持つ保護者を含む市民全体に対する放課後児童クラブに関する周知・啓発に努めます。

(3) 多様な保育サービスの充実

① 延長保育事業の実施

延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等での保育を実施する事業です。

本市においては、14施設が事業を行っており、各園の意向を踏まえながら、補助金交付による活動支援も行っています。

今後も、各園の意向を踏まえながら事業の需要に対応し、補助金交付による活動支援も行います。

② 保育所等での一時預かり事業

保育所等での一時預かり事業は、保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育する事業です。

本市においては、1施設と委託契約を結んでおり、自主事業で実施している10施設を含めると、保護者からのニーズの受け皿確保はできている状況にあります。

今後も、各園の意向を踏まえながら、保護者からのニーズに対応していきます。

③ 幼稚園等での一時預かり保育事業

幼稚園等での一時預かり保育事業は、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園等での教育時間終了後、施設内で預かる事業です。

本市においては、8施設と委託契約を結んでおり、自主事業で実施している2施設を含めると、保護者からのニーズの受け皿確保はできている状況にあります。

今後も、各園の意向を踏まえながら、保護者からのニーズに対応していきます。

④ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気や病気の回復期にある子どもについて、病院・保育所等の専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

本市においては、1施設と委託契約を結んでおり、保護者からのニーズの受け皿確保はできている状況にあります。

今後も、実施施設の意向を踏まえながら、保護者からのニーズに対応していきます。

(4) 子育てを支える施設の充実

本市においては、教育・保育施設の整備が進み、教育・保育等に係る保護者のニーズにおおむね対応できている状況にあります。

一方、保護者の要望として、遊具が充実した公園や雨の日でも遊べる施設等の整備を求める声も数多くあったため、屋内で遊べる施設の整備を現在計画中です。

現在計画中の屋内で遊べる施設について、令和7年度から利用開始ができるよう整備を進めます。

また、保護者からのニーズや本市の財政状況等を踏まえながら、その他の遊べる施設の整備等について、検討を行います。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

(1) 情報提供・相談支援体制の充実

① 利用者支援事業（こども家庭センター型）

利用者支援事業は、子どもとその保護者に、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

本市においては、令和2年12月に子育て世代包括支援センター「いぶここ」を保健センター内に設置しました。

母子健康手帳交付時において、保健師・助産師等の専門職が、母親と個別面談を行い、妊娠中から出産後までの子育て応援プランを作成し、必要な人には地域の保健医療・福祉関係機関との連絡調整を行うなどの支援を行っています。

今後は、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）と児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）が一体化した「こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター「いぶここ」）」を中心に、妊産婦・乳幼児に寄り添った支援の提供に努めます。

② 地域での情報提供・相談事業

本市では、地域の子育て支援の拠点として、市内2か所に子育て支援センターを設置し、子育てに関する相談への対応や子育てに関する情報提供、子育てや子育て支援に関する講習等を実施しています。

子育てに関する情報提供については、広報紙やホームページ、各施設等を通じた情報発信だけでなく、Instagramに「子育てインフォ」のアカウントを開設し、関係各課が行っている子育て支援の案内に取り組んでいます。

児童虐待や不登校等の18歳未満の子どもに関する相談については、家庭児童相談室を設置し、家庭相談員による窓口や電話での相談等に随時対応しています。

また、家庭教育及び子育て支援の一環として、子どもの遊び場の確保だけでなく、保護者同士の情報交換の場や、不安や孤独感を抱えやすい保護者に寄り添う場として開催している「子育てひろば」について、これまで月2回開催してきましたが、令和6年度から毎週開催しています。

その他、保健センターにおいて、子育てに関する相談の場として、育児相談会を月1回実施するとともに、電話や面談、訪問などによる相談に随時対応しています。

今後も、子育てに関する情報の提供体制、相談支援体制の充実に努めます。

(2) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

① 母子健康手帳交付及び妊婦相談

令和2年12月の子育て世代包括支援センター「いぶここ」設置に伴い、母子健康手帳については、専門職が個別面談において交付するとともに、妊娠中から出産後までの子育て応援プランを作成し、妊婦への各種制度の説明等を行うなど、個人に寄り添った支援の充実を図ってきました。

また、妊娠届出書はマイナポータル、母子健康手帳交付の予約は電子申請にて行えるよう、DX化にも取り組み、利用者の負担軽減に努めました。

今後も、妊娠届提出の際に専門職による個別面談を実施し、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦への各種制度の説明や妊娠・出産・育児に関する保健指導を行います。

② 妊婦等包括相談支援事業

母子健康手帳交付時の面談、妊娠から約8か月経過時点でのアンケート調査、出産後の面談等において、妊婦・産婦の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、その時期に必要な母子保健や子育てに関する情報の提供、必要な人への相談を行い、安心して出産・子育てができる支援体制の確保を図ります。

③ マタニティスクール

父親の育児参加のきっかけづくりとともに、面談を必要とする妊婦とその家族との面談の場として、両親教室を開催しています。

令和4年度までは、初妊婦とその家族を対象に年4回開催していましたが、令和5年度からは、すべての妊婦とその家族を対象を拡大し、実施回数も年5回に拡充しました。

また、参加申込について、電子申請を導入し、利用者の負担軽減に努めています。

今後も、妊婦とその家族への支援の場として継続して実施します。

④ 産後ケア事業

宿泊型・通所型、訪問型等の産後ケアを実施することで、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。

⑤ 親子教室

乳児健康診査において、低緊張や発達で気になる乳児又は育児不安のある保護者、1歳6か月児～3歳児健診等において、言葉・行動等で気になる幼児又は育児不安のある保護者を対象とした教室をそれぞれ開催し、育児支援を行っています。

今後も、乳幼児とその家族の支援の場として継続して実施します。

⑥ 保健センター開放（みんなで遊ぼう）

乳幼児とその家族を対象に、乳幼児の発達支援や保護者の育児負担の軽減を図る場として、保健センター等の場所と絵本・遊具の提供を行っています。

令和2年度以降、コロナ禍のため、実施を休止しましたが、令和5年9月に、月2回の電子申請による予約制にて再開しました。

月2回のうち、1回は育児相談を同時に実施し、出産子育て応援給付金に係る面談の機会の一つとして開催し、もう1回については、子育て支援センターの遊びの教室を同時開催しています。

今後も、現在と同様の手法・内容にて継続して実施します。

⑦ 母子保健推進員活動

地域における子育て支援として、母子保健推進員による活動は重要であり、これまで、声かけ訪問等に努めるとともに、活動内容やその役割についての情報提供を推進してきました。

コロナ禍において、対面での活動が困難な状況が続いてきましたが、令和4年度以降、乳児家庭全戸訪問事業等における声掛け活動を再開し、地域の母子保健の推進を行っています。

今後も、妊産婦や乳幼児の健康を守るため、母子保健に関する情報を収集し、より効果的な活動を推進します。

⑧ 妊婦健康診査

妊婦が受ける健康診査（妊婦健康診査）14回分の費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保しています。

また、令和4年度には、多胎妊婦に対する5回分の追加助成も開始しました。

今後も、妊婦に対する支援として継続して実施します。

⑨ 産婦健康診査

産婦が受ける健康診査（出産後2週間健診・1か月健診）に係る費用を助成することにより、産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図っています。

また、3～4か月児健康診査と同時に産婦健康診査を実施し、産婦の健康管理を支援しています。

今後も、産婦に対する支援として継続して実施します。

⑩ 妊産婦訪問指導

妊婦・産婦の健康状態・生活環境・疾病指導等，妊娠中あるいは産後に必要な事項について，家庭訪問のうえ適切な指導を行うとともに，疾病や異常の早期発見・早期治療について助言することで，不安を取り除き，安心して出産・育児に臨むことができるよう支援しています。

今後も，継続して実施します。

⑪ ハイリスク妊産婦への支援

特定妊婦・ハイリスク妊産婦に対し，電話や面談・訪問指導を行い，医療機関・保健所等の関係機関との連携が必要な妊産婦については関係者と連携しながら，必要に応じた支援を行うことで安全安心な出産・育児が行えるよう支援しています。

今後も，ハイリスク妊産婦への支援を継続して実施します。

⑫ 新生児・乳幼児訪問指導

生後2か月頃までの新生児・乳児を対象に，助産師等の専門職が訪問し，発育の確認や育児相談を行っています。

また，必要に応じて，保健師が訪問し，乳幼児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等，育児上重要な事項について，適切な指導を行うとともに，疾病や異常の早期発見・早期治療について助言・支援を行っています。

今後も，継続して実施します。

⑬ 乳児・幼児健康診査

乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・5歳児健康診査等を実施し，乳幼児の疾病の早期発見及び発育発達・生活習慣等のチェックを行い，必要な助言や育児支援を行っています。

今後も，継続して実施します。

⑭ 歯科保健の推進

乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・2歳児歯科健康診査・3歳児健康診査・5歳児健康診査において，歯磨き指導や歯科検診を行っています。

また，希望者に対してはフッ素塗布を行うとともに，むし歯等の予防・早期発見を図るための歯科保健活動を推進しています。

今後も，継続して実施します。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

① 思春期特有の課題に対する保健対策の充実

家庭児童相談室を設置し、関係機関等と情報共有を行いながら、連携による支援に努めるなど、学校関係者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携を図りながら、児童生徒の心のケアのための相談体制を確保しています。

また、すべての小学校、中学校において、児童生徒が社会において直面する様々な困難、ストレスの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）や命の大切さを実感できる教育、心の健康の保持に係る教育等の自殺対策に資する教育を実施しています。

さらに、児童生徒や保護者の問題に気づき、必要に応じて適切な関係機関につなげるなどの対応ができるよう、教員に対してもゲートキーパー研修を行っています。

今後も、関係機関等と認識や情報の共有を図りながら、必要な支援を関係機関と連携しながら実施します。

② 思春期における健康づくりの支援

すべての中学校・高等学校において、薬物乱用防止教室や性に関する学習会等を開催しているほか、外部機関と連携した取組や様々なリーフレット等の資料を活用した取組を行うなど、取組の充実が進んでいる状況にあります。

また、薬物に関する事案や性に関する問題が低年齢化していることも踏まえ、小学校においても取組の充実が進んでいる状況にあります。

今後も、健康づくり及び薬物・性等の問題に関する意識の醸成や知識の普及を図るため、保健指導や薬物乱用防止教室の充実等に努めます。

③ 青少年が健康的な生活習慣を身に付けるための支援

保健学習において、薬物や飲酒に関する授業を行うとともに、PTAや警察、薬剤師等と連携し、青少年による喫煙や飲酒がないよう指導しています。

今後も、関係機関との連携をより強化しながら、これらの取組を継続して実施します。

(4) 小児医療の充実

感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種事業を実施しています。

また、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を活用し、SIDS（乳幼児突然死症候群）や小児事故に関する正しい知識や危険因子、予防対策、かかりつけ医の重要性・必要性についての普及啓発に努めています。

日曜・祝祭日及び夜間における医療サービスの提供については、指宿医師会の協力を得て、当番医制及び病院群輪番制により実施し、広報紙やチラシ・ホームページ等で情報提供を行っています。

今後も、継続して実施します。

基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

(1) 地域での子育て支援の充実

① ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かり等の援助活動を行う組織です。

これまで、提供会員の育成、事業の周知による登録会員の増加及び利用促進を図ってきましたが、会員登録者数の伸び悩み、提供会員数の地域差等の課題も生じています。

今後も、提供会員の育成に努めるとともに、事業の周知による登録会員の増加及び利用促進を図ります。

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

親と子どもが気軽に集い、交流し、ともに学び、成長していくことができる場として、市内2か所に子育て支援センターを設置し、子育ての不安感等の緩和に努めています。

また、関係機関や子育て支援団体等との連携を図り、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援していく環境づくりに努めています。

今後も、継続して実施します。

③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後2～3か月の乳児がいる家庭を母子保健推進員が訪問する事業です。

子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者から育児に関する話を聞くことで、孤立の防止にもつながる効果が期待されるものです。

コロナ禍において、対面での活動が困難な状況が続いてきましたが、令和4年度以降、事業を再開しました。

今後も、産婦や乳児の健康を守るための事業として継続して実施します。

④ 子育て支援ネットワーク

保育所や幼稚園等において、情報交換及び相談の場を提供すること等により、サービス利用者間のネットワークづくりや気軽に相談できる場づくりを支援しています。

また、子育て支援に係るサービス等が、子育て家庭に十分周知され、有効に利活用されるよう、事業一覧の配布や、広報紙・ホームページ等の活用による子育て支援に係るサービスの周知に努めています。

今後も、継続して実施します。

⑤ 新たな地域コミュニティ組織に対する支援

これまで、地域内分権のための新たな地域コミュニティ組織（コミュニティプラットフォーム）の取組を推進してきましたが、「モデル事業の実施以降、そのモデルが波及しない」「住民のニーズが極めて少ない」「財源の確保が困難」等の障壁が生じたことで、コミュニティプラットフォームの取組の推進が難しい状況にあります。

一方、新たな地域コミュニティ組織といえる子ども食堂については、実情の把握を行い、市のホームページにおいて周知・広報に努めています。

今後も、市民による自主的・主体的な地域づくり及び地域の課題解決を図るための活動を引き続き支援します。

子ども食堂に関しては、子どもや保護者に無料もしくは安価で食事を提供するだけでなく、孤食の解決や子どもと大人たちのつながりなど、地域のコミュニティの連携の場としての役割も期待されていることから、今後も、新たな地域コミュニティ組織が、子どもを安心して産み育てることができる地域づくりに関連する課題解決に取り組む際には、積極的な支援が行えるよう努めます。

(2) 支援の必要な子ども・子育て世帯への支援の充実

① 療育等が必要な子どもと家族への支援

障害のある子どもやその家族への支援について、より専門的な支援を包括的に提供できるよう、「指宿市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に基づき、相談支援体制や障害福祉サービス等の提供体制の充実等を推進します。

◆ 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・早期治療等の取組

障害の原因となる疾病・事故の予防・早期発見・早期治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を実施しています。

また、学校において、養護教諭を中心に、学校医や学校歯科医と連携しながら健康診断の適切な実施に努め、健康診断実施日において受診できなかった児童生徒に対しても、受診の呼び掛けを行っています。

今後も、障害の原因となる疾病・事故の予防・早期発見・早期治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して実施します。

◆ 障害児やその家族に対する支援

指宿市地域自立支援協議会におけるこども支援部会の定期的な開催により、発達障害等のある幼児の共通理解を深めています。

また、児童発達支援センターにおいて、保育所等訪問支援を実施しており、地域の障害のある子どもとその家族等に対する支援の充実に努めています。

今後も、定期的なこども支援部会の開催により、発達障害等のある幼児の共通理解を深める取組を推進します。

また、地域の障害のある子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、幼・保・小の連携・接続のさらなる充実に向け、幼・保・小連絡会を発足し、保育所・幼稚園・療育支援施設で行ってきた指導・支援内容を小学校等につなぎ、切れ目のない適切な指導や必要な支援が継続されるよう努めます。

◆ 障害に関する周知・啓発

これまで、発達障害等のある幼児の共通理解を深めることにより、発達障害を含む障害のある子どもの保護者からの相談対応や療育支援施設への円滑な支援につなげるため、認定こども園・幼稚園・保育所・療育支援施設・相談支援事業所の職員を対象に療育学習会を開催してきました。

コロナ禍以降、開催できない状況が続いてきましたが、令和5年度に再開しており、今後も継続して、障害のある子どもの保護者からの相談対応や療育支援施設への円滑な支援につなげていくため、療育学習会を開催します。

② 医療的ケア児の支援

医療的ケアを日常的に必要とする状態にある医療的ケア児の実情を踏まえたうえで、心身の状態に応じた適切な支援を身近な地域で受けられるよう、医療的ケア児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

また、関係機関が連携しながら情報の共有を行い、切れ目のない支援が継続されるよう努めます。

③ ひとり親世帯の自立支援

ひとり親世帯に対して、児童扶養手当や医療費の支給等の養育支援を行うとともに、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の給付等による自立支援を行っています。

また、これらの支援については、広報紙等において広く周知を図っています。

今後も、国や鹿児島県が実施するひとり親世帯に対する支援策を着実に実施し、生活支援や就業に関する相談体制を整備することで、ひとり親世帯の総合的な自立支援の推進に努めます。

④ 要保護児童対策の充実

本市の家庭児童相談の概要や関係機関の情報をまとめた「家庭児童相談室これから1年」を毎年度作成し、児童委員や学校等の関係機関に配布することで、児童虐待の防止に向けた意識啓発や適切な通報先の周知等を図っています。

また、必要に応じて個別ケース会議を開催し、虐待の恐れがある子どもの早期発見・早期対応に努めています。

今後も、継続して実施します。

⑤ こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター・旧子ども家庭総合支援拠点）

本市においては、子ども家庭総合支援拠点を令和5年1月に設置し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導を行ってきました。

今後は、児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）を引き続き活かしながら、こども家庭センターとして、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）と一体的に、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ相談支援等を行います。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）は、児童の保護者が、出産や病気、又は育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合等、一時的に家庭における養育が困難となった場合において、児童福祉施設等で一時的に預かる事業です。

令和5年度より母子生活支援施設や里親とも委託契約を結び、幅広く受け入れる体制確保を行っています。

今後も、引き続き契約施設等と連携し、支援を必要とする子どもとその保護者への対応に努めます。

⑦ 外国につながる子どもと家族への支援

我が国では、外国人の子ども、両親が国際結婚の子ども等の外国につながる子どもが増加傾向にあります。

本市においても、外国人住民の増加に伴い、外国につながる子どもが増加傾向にあり、必要に応じた情報提供、家庭児童相談室等における相談支援を行っています。

また、事業所等の意向を踏まえながら、翻訳機導入の補助金交付による活動支援も行っています。

今後も、これまでの取組を継続して実施するとともに、教育・保育を提供する事業所等が外国につながる子どもの円滑な受入れができるよう、事業所等に対する相談支援を関係機関等と連携しながら行います。

⑧ 学校生活に困難を抱える子どもと家族への支援

不登校等の学校生活に悩む子どもや保護者に対する寄り添った支援を行うため、家庭相談員を配置し、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携しながら家庭訪問などを行い、必要に応じて教育支援センターへつなげるなど対応を行っています。

今後も継続して実施します。

基本目標４ みんなが育つ環境づくり

（１）学校教育の充実

① 確かな学力の向上

子どもたちが社会の変化の中で主体的に生きていくためには、基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度をそれぞれ身に付けることが大切であり、それを支える教育体制の充実が必要です。

本市においては、学力向上プランの策定・点検、学力向上推進校における実践的な研究等を通して、知識・技能の確実な定着や思考力・判断力・表現力の育成、言語活動の充実を図った授業づくりの改善に努めています。

今後も、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導体制のさらなる充実や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善等により、児童生徒の学力向上を支える教育体制の充実に努めます。

② 豊かな心の育成

児童生徒の豊かな心を育むため、道徳の時間の指導や心に届く生徒指導、人権尊重の精神を高める人権教育等の充実により、道徳教育の充実を図っています。

今後も、継続して実施します。

③ 健やかな体の育成

子どもの体力低下、生活習慣の乱れ、肥満の増加等の現代的課題に対応するためには、健康的な生活習慣を身に付けさせるとともに、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣・意欲の醸成に取り組む必要があります。

本市においては、学校保健委員会等を中心に生活習慣の改善に関する保護者への啓発に努めています。

また、児童生徒の体力・運動能力調査や生活習慣等調査を踏まえ、現状と課題を把握し、体育科及び保健体育科授業の改善や運動部活動の充実による体力向上を図るとともに、防犯綱引き大会、地域運動会、駅伝大会等のスポーツ活動への参加を呼びかけ、生涯にわたってスポーツに親しむ児童生徒の育成に努めています。

さらに、小学校においては、すべての学校の６年生児童を対象に、「運動大好き“いぶすきっ子” Sports Day！」を開催し、運動に親しむことができるような環境づくりに努めています。

その結果、中学生については、体力・運動能力調査で県平均や全国平均を上回る値を示しています。

今後も、これらの取組を継続して実施します。

④ 信頼される学校づくり

子どもたちに安全で豊かな学校環境を提供するためには、学校と家庭、地域の関係機関・関係団体等が連携しながら、地域全体で子どもを育ていく環境を整える必要があります。

本市においては、各小・中学校における学校運営協議会を通して、学校・保護者・地域が一体となり、児童生徒や学校の課題解決に連携・協働して取り組む体制が整いつつあります。

今後は、学校運営協議会について、児童生徒や学校の課題解決に向けて具体的な取組が行われるよう、協議が一層充実するための働きかけや必要な支援に努めます。

⑤ 幼児教育の充実

専門性を向上し、質の高い幼児教育を提供できるよう、幼稚園教諭・保育士の研修等について、情報提供や確認指導等における参加促進に努めています。

今後も、継続して実施します。

(2) 子どもが健全に学び・育つ地域の環境づくり

① 子どもの健全な育成

子どもの健全な育成を図るためには、地域と連携して、子どもが自主的に参加し、学習・体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる環境が必要です。

本市においては、青少年健全育成のための青少年育成推進員の配置、子ども公民館講座や青少年育成会議の開催について、全校区で実施しています。

また、青少年を対象とした体験活動の機会の提供を行っています。

一方、青少年の参加率や青少年育成推進員の活動状況等について、地域差がみられ、子どもたちと併せて大人（育成者）の意識を変えていく必要があります。

このことから、青少年育成推進員をはじめとした地域の育成者の資質向上とスキルアップの場の設定、学校・家庭・地域が連携した体験活動を実施しています。

また、体験活動の参加者を増やすために、学校や少年団等の関係団体と連携し、子どもたちが参加しやすい環境（日程等）づくりに努めています。

今後も、これらの取組を継続して実施します。

② 世代間交流の促進

子どもたちが様々な世代と交流することは、子どもの社会性や人間性を育むうえで重要なことです。

また、子どもたちと地域住民の交流は、地域全体で子どもを育む環境をつくる意識の醸成につながると考えられます。

本市においては、地域学校協働活動として、学校応援活動において地域ボランティアが授業補助に入ったり、放課後子ども教室では子どもと地域住民が様々な形で交流したりするなど、世代間交流を行いながら青少年の育成が推進されています。

今後も、地域学校協働活動を通じた世代間交流を継続して推進していくとともに、子ども会等の社会教育関係団体においても地域の人との交流を取り入れた活動の促進を図ります。

③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

スマートフォン等の情報機器利用の低年齢化が進む中、インターネットの長時間利用等による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪被害の発生等が問題になっています。

これらの問題に対応するため、青少年のインターネットの適切な利用に対する啓発活動を推進していく必要があります。

本市においては、各学校において情報モラル教育を実施し、育成者・保護者に対しても講師を招聘し、講演会や研修会を開催しています。

今後も児童生徒や育成者・指導者等を対象に継続して実施します。

また、有害図書や有害がん具の調査・適正陳列化、少年育成センター補導委員による地域の見守り活動等も積極的に実施していきます。

併せて、スマートフォン等の情報機器利用に関する保護者への啓発（フィルタリング設定や家庭ルールづくり）の強化を図り、情報機器を使いこなせる子どもであるかを見極め、子どもの安全を守ることは家庭の責務であることの周知を図ります。

(3) 親・家庭・地域の子育て力の向上

① 豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実

これまで、家庭教育に関する保護者の学習機会の充実を図るため、市内の小・中学校及び保育所・幼稚園等に家庭教育学級を開設してきましたが、令和4年度から「家庭教育講座等支援事業」に移行し、実施団体が開設講座を選択できる方式を採用するとともに、講座に関する講師の謝金を市が負担することで、主体的かつ柔軟な講座実施が可能となるとともに、実施団体の負担軽減につながっています。

また、1歳未満の乳児を対象に、絵本を1冊配布するブックスタート事業を行い、配布時には、ブックスタートや読み聞かせの方法等に関する説明を行い、保護者の読み聞かせ力の向上を図っています。

ブックスタート事業については、乳幼児健康診査の受診時にパンフレット等の配布を行っていますが、利用率が4割程度にとどまっています。

今後は、家庭教育講座等支援事業については、引き続き積極的に周知・広報を行い、ブックスタート事業については、絵本の受取を行いやすい環境などを整えながら、周知・広報を推進していくことで、利用率向上を図ります。

② 食育の推進

子どもに対する食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育む基礎となる重要なものです。

本市においては、乳幼児健康診査・育児相談・赤ちゃん教室等の機会を活用した栄養指導や食育月間に合わせた普及啓発活動、食生活改善推進員による料理教室を通した郷土料理の伝承等の「食育」の推進に取り組んでいます。

今後も、継続して実施します。

③ 地域の教育力の向上

子どもたちの豊かな人間性、たくましく生きるための力を地域全体で育むためには、地域住民や関係機関等が協力し、総合的な地域の教育力の向上及び関係機関のネットワークの強化に取り組むことが重要です。

本市においては、校区公民館において、幅広い年代の人が参加し学べるよう、公民館講座・子ども公民館講座を企画・実施しています。

また、学校を核とした地域づくりを推進するため、地域学校協働活動を推進し、市内の小・中学校区に学校応援団協議会を設置しています。

さらに、「ふるさとを自慢できる子どもの育成」を掲げ、指導者・育成者の資質向上を図っています。

今後も、校区公民館を活用した、年代を問わず、より多くの地域住民が参加できる事業等を計画します。

地域学校協働活動については、地域と学校が双方向で連携・協働し、地域人材育成や地域の教育力向上を図ります。

さらに、「ふるさとを自慢できる子どもの育成」を推進するため、学校・地域・各団体等がそれぞれの立場を活かしつつ、連携した取組の促進を図ります。

(4) 次世代の親の育成

家庭を築き、子どもを産み育てたいと考える男女の希望をより実現させていくためには、各分野が連携して、効果的な取組を推進していく必要があります。

本市においては、前計画期間中に出会いをサポートする事業（婚活イベント）等の企画提案を民間団体から募集し、延べ5団体計6件の委託事業として実施しました。

今後は、民間団体が主体となり、イベント等を実施する意向を踏まえ、市内の民間団体や、県が設置する出会いサポートセンターが実施するイベント等の情報を収集し、婚活に対する問い合わせへの活用や、ホームページ等で各イベントの周知を行うなど、婚活支援を継続して行います。

また、中学生を対象とした指宿キャリアスタートウィーク事業（職場体験学習）を実施する中で、保育所・幼稚園や病院等での職場体験も行っており、命の大切さについて実感できる取組となっています。

指宿キャリアスタートウィーク事業（職場体験学習）については、継続して実施します。

基本目標5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

仕事を持つ母親が増加する中、安心して妊娠・出産し、子育てをしながら働き続けるためには、職場をはじめとする社会全体の理解が必要です。

そのためには、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの考えを職場のみならず企業、家庭等の社会全体で理解・共有することが重要です。

本市においては、広報紙やホームページを活用し、長時間労働の是正や男性の育児休暇取得に関する記事を掲載し、誰もが働きやすい労働環境の実現に向けて取組を推進しています。

今後も、情報提供や啓発の強化に努めます。

(2) 男女共同参画の推進

① 男女共同参画講座等の研修会の充実

子育てと仕事を両立させるためには、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てる必要があります。家庭・地域・職場等において、男女共同参画意識の醸成を図っていく必要があります。

本市においては、市内全域の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・保育所等を対象に男女共同参画や人権に関する出前講座を実施し、学習する場を設けています。

その他、一般向けの講座や、広報紙・ホームページを活用し、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を推進しています。

今後も、学校、家庭、地域、職場等が相互に連携して、固定的性別役割分担意識を解消し、男女ともに責任を分かち合うことの大切さを認識するための教育・学習の場の充実に努めます。

② 政策・方針決定過程への女性の参画機会の拡大

指宿市男女共同参画基本計画を定め、各課において、庁内の各種審議会への女性登用率向上への取組を推進しています。

今後も、指宿市男女共同参画基本計画に基づき、庁内の各種審議会等への女性登用率を向上させ、各分野の政策・方針決定過程に多様な意見が反映されるよう努めます。

基本目標6 安心して生活できる環境づくり

(1) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの家族をはじめとするすべての人が安心して外出できるよう、道路・公園・公共交通機関・公的建築物等における段差の解消等のバリアフリー化を進めていく必要があります。

本市においては、必要に応じた歩道の段差解消、側溝蓋の新規設置等の道路のバリアフリー化に努めるとともに、公共交通機関のバリアフリー化として、市内路線バスのワンストップ車両での運行を実施しています。

今後も、道路等のバリアフリー化に努めます。

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

毎年、全国各地で登下校時等に児童・生徒が事故や犯罪に巻き込まれるケースが発生しています。

通学路内の安全の向上を図るため、防犯灯が必要な箇所については、適宜設置するとともに、灯具の取替等に併せ、防犯灯のLED化を年次的に実施します。

(3) 子どもの交通等の安全確保

① 交通安全教育の推進

子どもの交通事故を防止するためには、子どもやその保護者を対象とした交通安全教育を推進していくことが重要です。

本市においては、スクールゾーン委員会や交通事故多発地点検討会等に参加し、保護者や地域住民からの通学路の安全面に関する意見等を把握するとともに、警察と連携し、保育所や幼稚園、小学校等での交通安全教室を実施し、子どもの交通事故防止に努めています。

今後も、スクールゾーン委員会等に参加し、市内の交通事故危険箇所の把握に努めるとともに、警察と連携し、保育所や幼稚園、小学校等での交通安全教室を実施するほか、ロードミラーの設置等により交通事故防止に努めます。

② チャイルドシートの正しい使用の徹底

ホームページ等においてチャイルドシートの着用を呼びかけるとともに、県外からの帰省など、チャイルドシートを一時的に必要とする場合の無償貸出を行っています。

鹿児島県のチャイルドシートの使用率が、全国平均と比較し低い状況であることも踏まえ、今後も、ホームページ等においてチャイルドシートの着用について周知を行うとともに、チャイルドシートの無償貸出を継続して実施します。

③ 自転車の安全な利用の推進

警察と連携し、小学校等において、自転車の運転や点検方法等に関する交通安全教室を開催し、自転車の安全な利用の周知を図っています。

今後も、警察と連携し、交通安全教室を継続して開催します。

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

① 犯罪等に関する情報提供や関係機関・団体との情報交換の実施

市内の児童等への声掛け事案等について、鹿児島県警本部からの「県警あんしんメール」にて周知しているほか、教育委員会と学校が連携し、保護者への緊急連絡メールにて周知しています。

また、スクールゾーン委員会に参加し、発生事案等について、情報を共有しています。

さらに、要保護対策地域協議会の対象児童については、月1回開催される進捗管理会議や随時開催される個別ケース検討会議において、警察等の関係機関と情報共有を行っています。

今後も、警察等の関係機関・団体間の定期的な情報交換体制の構築を図るとともに、スクールゾーン委員会に参加し、発生事案等について情報を共有し、事案発生時には、警察や指宿地区防犯協会、関係課と連携し、市内の巡回パトロールの実施やSNS等による周知・啓発を図ります。

② 「子ども 110 番の家」の推進

緊急時に子どもが駆け込める「子ども 110 番の家」について、各学校で作成している「校内安全マップ」に場所を明記し、周知・徹底を図っています。

また、各学校で行われるスクールゾーン委員会等で定期的に「校内安全マップ」の見直しを行っています。

「子ども 110 番の家」の子どもたちへの周知を図っていくとともに、人口減少により空き家が増加している中、「子ども 110 番の家」が減少しないよう、普及活動に取り組みます。

③ 「こども安全パトロール」の推進

指宿地区防犯協会、警察、地域防犯パトロール隊等と連携し、地域安全運動キャンペーン期間を中心に防犯パトロールを実施しています。

今後も、継続して推進します。

(5) 経済的な支援の充実

子育て世帯においては、子育てに係る費用を家計の大きな負担と感じている場合があると考えられ、国全体では子どもの9人に1人が相対的貧困の状態にあるとされており、ひとり親世帯においては、約半数が相対的貧困の状態にあるとされています。

すべての子どもが安心して生活するためには、世帯の状況に応じて、必要な経済的支援を行っていくことが重要です。

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえながら、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

① 生活の支援

貧困の状況にある子どもとその保護者に対し、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金事業を実施し、早期の自立更正に努めます。

② 学習の支援

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもに対する生活・学習支援事業を実施し、学習の機会の創出、学習習慣の定着を図り、貧困の連鎖防止に努めます。

③ 保護者の就労の支援

ひとり親家庭等の就労を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業等を実施します。

④ 医療費等の支援

児童手当の支給を行うとともに、医療費については、中学校卒業までの課税世帯、高校卒業までの非課税世帯の保険適用医療費の全額助成を実施します。

また、保育料についても、国基準額より低く設定するなど、経済的負担の軽減に努めます。

さらに、ひとり親家庭等に対して、児童扶養手当や医療費の支給等の養育支援を行います。

第 5 章 事業計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本市においては、①現在実施している事業と考え方がマッチしており、需給調整の柔軟性が高く、利用調整が容易である、②勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できる、の2つの理由により、市内全域を1つの区域として設定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があると定めています。

一方、市町村は、保護者の申請を受け、①保育を必要とする事由、②保育の必要量、③優先利用への該当の有無の3点を考慮したうえで、保育の必要性を認定し、給付を支給することとされています。

認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なっています。

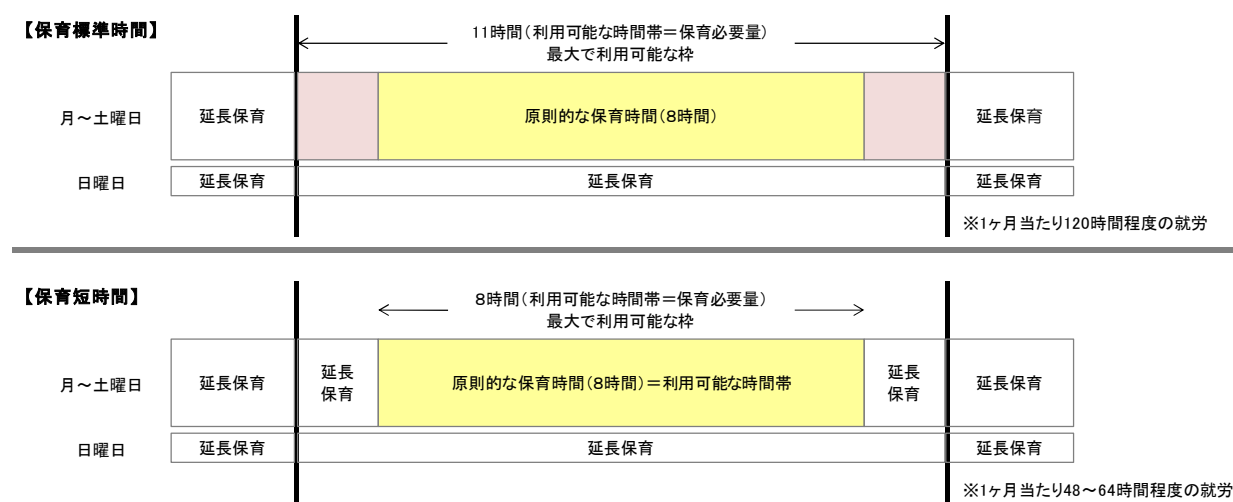
◆ 保育を必要とする事由

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 就労② 妊娠・出産③ 保護者の疾病・障害④ 同居親族等の介護・看護⑤ 災害復旧⑥ 求職活動⑦ 就学⑧ 虐待やDVのおそれがあること⑨ 育児休業取得時に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 |
|---|

◆ 保育の必要量

主にフルタイムを想定した「保育標準時間」と、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定し、この2つの区分の下、保育の必要性の認定を受けたうえで、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定しています。

【保育必要量のイメージ】（一般的な保育所のように月曜日～土曜日開所の場合）



◆ 優先利用に該当する事由

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤ 子どもが障害を有する場合
- ⑥ 育児休業明け
- ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧ 小規模保育事業などの卒園児童
- ⑨ その他、市町村が定める事由

◆ 認定区分

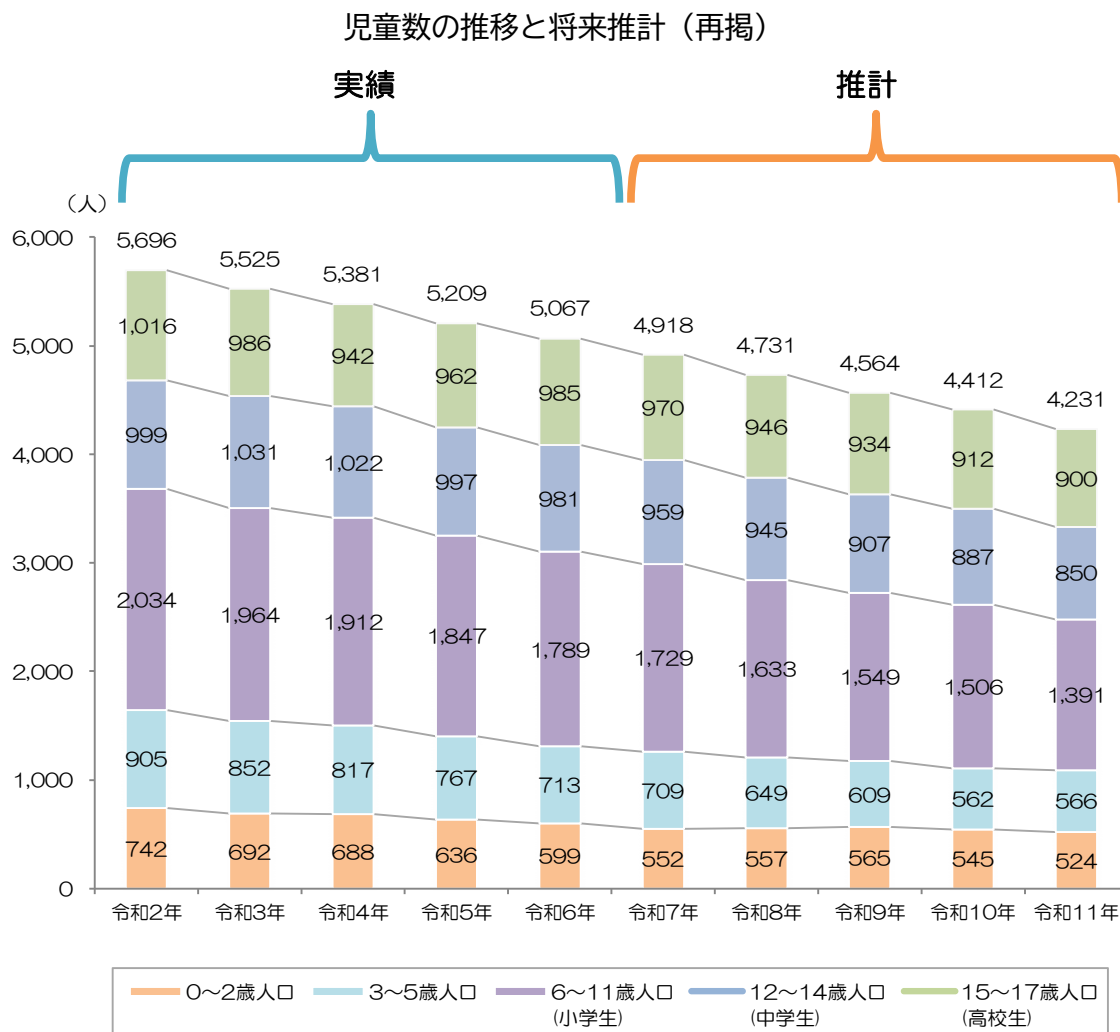
支給認定区分	年齢	保育の必要性	保育・教育時間	主な利用可能施設
1号認定	満3歳以上	必要としない	教育標準時間 (1日おおむね4時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	必要とする	保育標準時間 (1日11時間まで) 保育短時間 (1日8時間まで)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満	必要とする	保育標準時間 (1日11時間まで) 保育短時間 (1日8時間まで)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

3 量の見込みと確保方策の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」と、「量の見込み」に対する確保方策を定めることとしています。

「量の見込み」については、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、子育てに関するアンケート調査により把握した保護者からのニーズ等を基に算出しました。

また、「確保方策」については、各サービスを提供する事業所等の現状や今後の意向、本市の状況等を踏まえ、設定しました。



出典：令和2年～6年は住民基本台帳に基づく人口、令和7年以降は指宿市独自推計。

数値は各年4月1日時点

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 【3～5歳】1号認定及び2号認定のうち共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	1号	人	142	127	117	106	105
	2号（教育ニーズ）	人	97	90	86	81	83
	合計	人	239	217	203	187	188
② 確保方策	特定教育・保育施設（下記除く）	人	175	220	220	220	220
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	人	121	121	121	121	121
	合計	人	296	341	341	341	341
③ 過不足（②－①）		人	57	124	138	154	153

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保されていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

(2) 【3～5歳】2号認定（共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭を除く）

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	2号（保育ニーズ）	人	508	466	438	404	408
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	581	571	571	571	571
	企業主導型保育施設（地域枠）	人	18	18	18	18	18
	合計	人	599	589	589	589	589
③ 過不足（②－①）		人	91	123	151	185	181

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保されていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

(3)【0歳】3号認定

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人	87	84	81	77	74
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	76	76	76	76	76
	地域型保育事業	人	3	3	3	3	3
	企業主導型保育施設（地域枠）	人	10	10	10	10	10
	合計	人	89	89	89	89	89
③ 過不足（②－①）		人	2	5	8	12	15

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保されていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

(4)【1歳】3号認定

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人	115	131	128	125	122
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	134	134	134	134	134
	地域型保育事業	人	6	6	6	6	6
	企業主導型保育施設（地域枠）	人	9	9	9	9	9
	合計	人	149	149	149	149	149
③ 過不足（②－①）		人	34	18	21	24	27

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保されていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

(5)【2歳】3号認定

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人	138	132	149	144	141
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	139	139	139	139	139
	地域型保育事業	人	6	6	6	6	6
	企業主導型保育施設（地域枠）	人	9	9	9	9	9
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	人	5	5	5	5	5
	合計	人	159	159	159	159	159
③ 過不足（②－①）		人	21	27	10	15	18

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保されていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

(6) 保育利用率の目標設定

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、3歳未満の子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」について、各年度の目標値を定めることが求められています。

本市においては、以下のとおり設定します。

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 推計児童数（3歳未満）	人	552	557	565	545	524
② 確保方策（利用定員数）	人	397	397	397	397	397
③ 「保育利用率」目標値（②／①）	%	71.9	71.3	70.3	72.8	75.8

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	134	127	123	114	112
② 確保方策	人	134	127	123	114	112
	か所	4	4	4	4	4
③ 過不足（②－①）	人	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

延長保育時間については、利用者のニーズ等に合わせて対応していく。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	1 年生	人	161	158	139	158	120
	2 年生	人	164	154	151	133	151
	3 年生	人	110	123	106	104	100
	4 年生	人	51	68	77	67	62
	5 年生	人	29	25	36	38	34
	6 年生	人	15	17	15	23	24
	合計	人	530	545	524	523	491
② 確保方策		人	530	545	524	523	491
		か所	16	16	16	16	16
③ 過不足（②－①）		人	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

今後も、施設の状況や地域の実情に応じて、新たな整備等を検討する。

(3) 子育て短期支援事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人日	21	21	21	21	21
② 確保方策	人日	21	21	21	21	21
	か所	9	9	9	9	9
③ 過不足 (②－①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

児童養護施設等の事業所や里親への外部委託により提供体制を確保する。

(4) 地域子育て支援拠点事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人回	291	304	319	319	317
② 確保方策	人回	291	304	319	319	317
	か所	2	2	2	2	2
③ 過不足 (②－①)	人回	0	0	0	0	0

※人回：月間の延べ利用回数

◆ 確保の考え方

利用者のニーズや施設の状況に応じて事業を継続しながら、さらなる周知による利用促進を図る。

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園型

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	1 号	人日	1,755	1,639	1,569	1,473	1,514
	2 号（教育ニーズ）	人日	20,492	19,144	18,317	17,206	17,679
	合計	人日	22,247	20,783	19,886	18,679	19,193
② 確保方策	一時預かり事業 （幼稚園型）	人日	22,247	20,783	19,886	18,679	19,193
		か所	9	9	9	9	9
③ 過不足（②－①）		人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保されていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

② 幼稚園型以外

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人日	278	266	259	244	240
② 確保方策		人日	278	266	259	244	240
		か所	1	1	1	1	1
③ 過不足 (②-①)		人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保されていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

(6) 病児・病後児保育事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人日	174	168	161	155	149
② 確保方策	人日	174	168	161	155	149
	か所	1	1	1	1	1
③ 過不足 (②－①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

保護者のニーズも高く，就労世帯の支援につながることから，現在の事業を継続しながら，さらなる周知による利用促進を図る。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人日	66	64	60	58	56
② 確保方策	人日	66	64	60	58	56
	か所	1	1	1	1	1
③ 過不足 (②－①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

提供会員の育成とともに，事業の周知による利用促進を図る。

(8) 利用者支援事業

① 基本型

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	か所	0	0	0	0	0
② 確保方策	か所	0	0	0	0	0
③ 過不足 (②－①)	か所	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

現在は実施していないが、こども家庭センター型の実施を優先的に実施する。

◆ 【地域子育て相談機関】量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	か所	0	0	0	0	0
② 確保方策	か所	0	0	0	0	0
③ 過不足 (②－①)	か所	0	0	0	0	0

※利用者支援事業（基本型）の財政支援を受けていない地域子育て相談機関を含む

◆ 【地域子育て相談機関】確保の考え方

現在は実施していないが、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図っていく。

② 特定型

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	か所	0	0	0	0	0
② 確保方策	か所	0	0	0	0	0
③ 過不足 (②－①)	か所	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

現在は実施していないが、こども家庭センター型の実施を優先的に実施する。

③ こども家庭センター型

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	か所	1	1	1	1	1
② 確保方策	か所	1	1	1	1	1
③ 過不足 (②－①)	か所	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

旧子育て世代包括支援センター及び旧子ども家庭総合支援拠点の機能を有する「こども家庭センター」において事業を実施する。

(9) 妊婦等包括相談支援事業

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人回	426	420	405	390	375
② 確保方策	こども家庭センター等による実施	人回	426	420	405	390	375
	上記以外の業務委託による実施	人回	0	0	0	0	0
	合計	人回	426	420	405	390	375
③ 過不足 (②－①)		人回	0	0	0	0	0

※人回：年間の延べ利用回数

◆ 確保の考え方

妊婦等に対し、面談等を通じて、妊婦・産婦の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談への対応等を行うことにより、安心して出産・子育てができる支援体制の確保を図ることを目的に、令和7年4月に施行される事業である。妊娠届出時や出産後等の面談や、妊娠中のアンケートを実施し、必要に応じた支援を提供していく。

(10) 妊婦健康診査

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人回	2,220	2,131	2,055	1,966	1,870
② 確保方策		人回	2,220	2,131	2,055	1,966	1,870
③ 過不足 (②－①)		人回	0	0	0	0	0

※人回：年間の延べ利用回数

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	194	187	181	174	167
② 確保方策	人	194	187	181	174	167
③ 過不足 (②－①)	人	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

(12) 産後ケア事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	7	10	15	15	15
	人日	30	50	75	75	75
② 確保方策	人	7	10	15	15	15
	人日	30	50	75	75	75
③ 過不足 (②－①)	人	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

産後うつ予防のために、従来の事業を継続しながら、さらなる周知による利用促進を図る。

(13) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	608	605	612	599	614
② 確保方策	人	608	605	612	599	614
③ 過不足 (②－①)	人	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要支援児童の支援に資する事業）

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	か所	1	1	1	1	1
② 確保方策	か所	1	1	1	1	1
③ 過不足 (②－①)	か所	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

関係機関の役割分担を明確にし、連携を図るため、児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」を設置し、全体的・包括的な連携を図っていく。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人日	90	90	90	90	90
② 確保方策	人日	90	90	90	90	90
③ 過不足 (②－①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、令和6年4月に施行された事業である。現在は実施していないが、令和7年4月から実施する。

(15) 児童育成支援拠点事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	0	0	0	0	0
② 確保方策	人	0	0	0	0	0
③ 過不足 (②－①)	人	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に、令和6年4月に施行された事業である。現在は実施していないが、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図っていく。

(16) 親子関係形成支援事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	0	0	0	0	0
② 確保方策	人	0	0	0	0	0
③ 過不足 (②-①)	人	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、令和6年4月に施行された事業である。現在は実施していないが、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図っていく。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	0 歳児	人日		1	1	1	1
	1 歳児	人日		4	4	4	3
	2 歳児	人日		3	3	3	2
② 確保方策	0 歳児	人日		1	1	1	1
	1 歳児	人日		6	6	6	6
	2 歳児	人日		5	5	5	5

※人日：1日あたりの利用人数（利用定員数ベース）

本事業については、事業内容の詳細が確定しておらず、事業実施の可能性がある事業者の方針も定まっていないため、本計画においては暫定値を設定し、適宜見直しを行うこととする

◆ 確保の考え方

保育所や幼稚園等を利用していない生後6か月児～2歳児を対象に、月10時間程度の範囲内で、就労要件を問わず、保育所等を利用できる制度であり、令和8年度からの本格実施が予定されている。国の方針や保護者からのニーズ等を踏まえ、実施に向けた対応を図っていく。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆ 今後の方針

現在は実施していないが、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図っていく。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

◆ 今後の方針

現在は実施していないが、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図っていく。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けた連携

子ども・子育て支援法では、市町村、都道府県、国、事業主、国民それぞれの責務について定めており、それぞれが責務を果たすとともに、相互に協力して、子ども・子育て支援を推進していかなければならないとしています。

そのため、行政はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等がそれぞれの機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 関係機関との連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うに当たり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携・協働しながら、取組を進めていくこととします。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に当たり、地域の資源を有効に活用するため、必要に応じて近隣市町村と連携・協働して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、本市の住民が市町村域を越えたサービスの利用を希望する場合等において、個々のサービスの特性に留意して、近隣市町村との連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に基づく施策を着実に展開するため、各事業の担当部署が主体となり、関係部署及び関係機関等の意見や実績等の実態を基に計画の進捗状況の検証・評価を行い、指宿市子ども・子育て会議等も活用しながら、必要に応じた施策の改善、計画の見直しを行います。

(1) 成育医療等に係る指標及び目標

「成育医療等の提供に関する施策に関する地方計画」の策定に当たっては、「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」（厚生労働省）において、「成育医療等基本方針に基づく評価指標」を参照することが求められています。

本計画においては、「成育医療等基本方針に基づく評価指標」に基づき、数値目標等を以下のとおり定め、「成育医療等の提供に関する施策に関する地方計画」としての点検及び評価に活用します。

指標		現状値	目標値
妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している		有	有
支援が必要な里帰り出産する方について里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携する体制がある		有	有
産後1か月時点での産後うつの高リスク者の割合		2.9%	減少
産後ケア事業の利用率		2.2%	増加
妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている		有	有
精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある		有	有
妊婦の喫煙率		0.5%	0%
妊娠中のパートナーの喫煙率		33.2%	減少
妊産婦の歯科健診受診率		57.5%	増加
妊産婦の歯科健診を実施している		有	有
流産・死産をされた方の情報を把握する体制がある		有	有
乳幼児健康診査後のフォロー体制がある		有	有
保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合		77.2%	増加
1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満の児童の割合	小学5年生男子	11.0%	4.4%
	小学5年生女子	14.7%	7.2%
	中学2年生男子	10.6%	3.9%
	中学2年生女子	25.2%	9.1%
医療的ケア児等コーディネーターを配置している		1箇所	1箇所
妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある		有	有
乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある		有	有
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児	91.6%	95.0%
	1歳6か月児	84.9%	85.0%
	3歳児	76.4%	80.0%

指標		現状値	目標値
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	3・4 か月児	88.9%	90%
	1 歳 6 か月児	65.6%	70%
	3 歳児	73.5%	75%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	3・4 か月児	91.5%	現状維持
	1 歳 6 か月児	95.0%	現状維持
	3 歳児	93.1%	現状維持
ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	3・4 か月児	93.1%	95%
	1 歳 6 か月児	78.5%	80%
	3 歳児	77.7%	80%
地域子育て支援拠点事業を実施している箇所数		2 箇所	2 箇所

資料編

1 指宿市子ども・子育て会議

(1) 指宿市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 19 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、指宿市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(令 5 条例 11・一部改正)

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 公共的団体等の代表者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年指宿市条例第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月24日条例第11号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月23日条例第47号）

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(2) 指宿市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

	選出区分	氏名	所属団体等の名称及び役職	備考
1	子どもの保護者	園田 奏子	保育所保護者	
2	子どもの保護者	五味 昌宏	幼稚園保護者	
3	子どもの保護者	鶴田 綾香	認定こども園保護者	
4	子どもの保護者	岩崎 友惟	児童クラブ保護者	
5	子どもの保護者	福田 己年	児童クラブ保護者	
6	学識経験を有する者	森 浩純	指宿医師会 理事	
7	学識経験を有する者	奥 知依	指宿保健所 技術主幹兼保健係長	
8	学識経験を有する者	宮脇 美峰	指宿特別支援学校 教諭	
9	学識経験を有する者	若山 深志	指宿市校長会 (開聞小学校校長)	
10	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	宮地 最勝	指宿市保育会 会長	
11	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	下川床 大	指宿市内幼稚園 代表	
12	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	出口 正樹	指宿市内認定こども園 代表	
13	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	藏園 幾史	指宿市内児童クラブ 代表	
14	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	福岡 亮一	地域子育て支援センター 代表	
15	地域住民の代表者	上川路 享博	指宿市自治公民館連絡協議会 理事	
16	地域住民の代表者	伊佐 幸子	指宿市地域女性団体連絡協議会 理事	副会長
17	公共的団体等の代表者	枝田 富雄	指宿市民生委員・児童委員協議会 連合会 会長	会長

第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

発 行 指宿市 健康福祉部 地域福祉課

〒891-0497

鹿児島県指宿市十町2424番地

電話 0993-22-2111（代表）

※令和7年4月の組織再編において、児童福祉分野は「市民福祉部 こども課」の主管となります。